

中小企業共通 EDI 標準仕様書

ver.3_r0_20200401

特定非営利活動法人
IT コーディネータ協会
つなぐ IT 推進委員会
共通 EDI 標準部会

本書は中小企業庁平成 28 年度補正予算「経営力向上・IT 基盤整備事業（次世代企業間データ連携調査事業）」の成果物である「中小企業共通 EDI 標準(初版)」の標準仕様書として作成された文書の改定版である。

改定履歴

	バージョン	改定日	改定内容
1	中小企業共通 EDI 標準(初版)ver.1_r0	2018/3/16	中小企業庁次世代企業間データ連携調査事業の成果物「中小企業共通 EDI 標準(初版)」として公開。
2	中小企業共通 EDI 標準 ver.2_r0 (意見公募公開版)	2019/6/1	下記アイテムを改訂。詳細は中小企業共通 EDI 標準仕様書（本文）参照 ・改正消費税対応情報項目を追加。 ・支払通知メッセージを新規追加（全銀 EDI システム(ZEDI)対応のため）。 ・注文メッセージ以外の取引メッセージに必須情報項目を定義 < 付表 > の SIPS 仮発番した情報項目を国連 CEFACT 共通辞書 18A、18B に新規登録された内容へ変更 詳細は中小企業共通 EDI メッセージガイドライン< 付表 1 > 参照
3	中小企業共通 EDI 標準 ver.2_r1	2019/6/1	< 付表 > の SIPS 仮発番した情報項目を国連 CEFACT 共通辞書 19A に新規登録された内容へ変更 詳細は中小企業共通 EDI メッセージガイドライン< 付表 1 > 参照
4	中小企業共通 EDI 標準 ver.3_r0	2020/4/1	認証制度の導入に連携して認証要件と標準仕様書が整合する相互連携性仕様を再定義して改定。 ・ 相互連携メッセージ仕様に加えて、相互連携通信仕様と相互連携実装仕様とを規定。これまでのガイドラインの同様の記載を削除し、標準仕様書の記載へ移動。 ・ ユーザーに開示すべき相互連携性仕様を規定して明示 ・ 既存業務アプリの共通 EDI 参加促進のため、連携補完機能の規定を新規追加

はしがき（中小企業共通 EDI 標準 ver.3）

中小企業庁は平成 28 年度補正予算「経営力向上・IT 基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）」（以下、「次世代企業間データ連携調査事業」または「本事業」という。）において策定された中小企業共通 EDI 標準は、その後の環境変化に対応するためのバージョンアップが行われ、中小企業共通 EDI 標準 ver.2（以下、標準 ver.2 という）が 2019 年 6 月に公開されている。これらの経過は参考資料として後述の「はしがき（初版／ver.2）」を参照されたい。

この度、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会（以下、ITC 協会という）では、中小企業共通 EDI 標準を実装した IT ツール（以下、共通 EDI 対応ツールという）を対象にした中小企業共通 EDI 認証制度（以下、認証制度という）を導入することとなった。この認証制度は共通 EDI 対応 IT ツールを発信者と受信者が導入する際に、実用レベルで EDI データ交換できる環境を実現するために、共通 EDI 対応ツールが必要な機能を備えていることを確認して認証し、公表することを狙いとしている。

ITC 協会は認証制度の運用管理を行うため、中小企業共通 EDI 標準の維持管理を担当しているつなぐ IT 推進委員会に認証部会と認証要件検討会を新設し、当該部会において認証制度運用管理規定と認証基準を策定し、認証制度の運用を行うことを委託した。認証部会は IT ツールが標準 ver.2 を実装すれば EDI データ交換に必要な相互連携性の要件を満たすかの審議を行った。この審議の結果、標準 ver.2 の一部改定が必要との結論となったので、共通 EDI 標準部会（以下、標準部会という）に標準 ver.2 の見直しを要請した。標準部会はこの要請を受けて相互連携性に関する規定の再定義を行い標準 ver.3 へのバージョンアップを行った。

その要点を以下に示す。

➤ 中小企業共通 EDI 標準 ver.3 バージョンアップについて

ITC 協会つなぐ IT 推進委員会は新たに導入された中小企業共通 EDI 認証制度に対応するために 2019 年 6 月に公開した中小企業共通 EDI 標準 ver.2 について、以下の内容を反映したバージョンアップを行い、中小企業共通 EDI 標準 ver.3 として公開する。

➤ バージョンアップ ver. 3 の要点

1. 実用レベルの相互連携性へレベルアップ

中小企業共通 EDI 標準 ver.2 は業務アプリ間の相互連携性を実現するために、メッセージ仕様に関する標準仕様書を策定してこの規定の実装を求めるとともに、関連する情報をメッセージガイドラインと実装ガイドラインとして示している。しかし認証部会が求める実用レベルの相互連携性を実現するためには、上記 2 つのガイドラインに示した実装仕様情報の一部を標準仕様書に組み換え、これら要件の実装を求めることが必要との結論となったので、これを反映したバージョンアップを行った。

2. 業務アプリ間相互連携のために必要な情報の明示

中小企業共通 EDI 認証ではユーザーが中小企業共通 EDI を導入する際に、発信者と受信者間の協議で利用される情報を公開することとされたので、公開すべき情報についての規定を行った。

3. 既存業務アプリが中小企業共通 EDI と連携するに必要な連携補完手段を規定

すでに広く普及している業務アプリは、中小企業共通 EDI 連携に必要な機能を備えていない。既存の業務アプリが大きな改造を行わずに中小企業共通 EDI と連携し、異なる業務アプリ間で実用レベルの相互連携性を実現するためには外部の連携補完手段の提供が必要になる。中小企業共通 EDI 標準 ver.3 へのバージョンアップにおいて、連携補完手段が備えるべき要件を規定した。

➤ バージョンアップ ver. 3 対象文書

中小企業共通 EDI 標準 ver. 3 は次の文書より構成される。

1. 中小企業共通 EDI 標準仕様書(本文書)

＜付表 1＞相互連携性情報項目表

＜付表 2＞中小企業共通 EDI メッセージ辞書・BIE 表

2. 中小企業共通 EDI ガイドブック

＜付表 1＞中小企業共通 EDI コード表

＜付表 2＞中小企業共通 EDI 簡易マッピング表

＜付属書＞中小企業共通 EDI メッセージ辞書解説

【参考】はじめに（標準仕様書初版）

企業間の受発注業務を含むデータ連携については、FAX・電話等によりやり取りされているか、情報化されていても複数の独自システムが構築されるなどにより業種の垣根を越えたデータ連携システムが存在しないことから、次のような問題が生じている。

- ・取引先ごとにシステムが異なるため、多画面（多システム）を使用しなければならず手間がかかる問題
- ・取引形態の変化に応じて新たなシステム投資が必要となる問題
- ・上記の結果として、例えば受発注業務において、銀行口座への送受金の情報と受発注の情報が別のシステムで動いていて連携できないためこれを手動でひも付ける作業をしなければならない上に、過去の受発注の情報が散逸してデータが蓄積されず当該ビッグデータを経営に利活用できていない問題

このような問題を解決することによって、中小企業の生産性をより一層向上させることが期待できる。

このため、中小企業庁は平成28年度補正予算「経営力向上・IT基盤整備支援事業（次世代企業間データ連携調査事業）」（以下、「次世代企業間データ連携調査事業」または「本事業」という。）において業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会（以下、「整備委員会」という。）を立ち上げ、業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様、データ連携システムを用いて企業にデータ連携サービスを提供するサービスプロバイダーの要件等に係る調査を実施し、企業の業務の効率化及び業務情報の利活用を可能にする情報基盤の整備を図ることとした。

本事業における業種の垣根を越えたデータ連携システムの仕様については、本事業の受託事業者である特定非営利活動法人ITコーディネータ協会（以下、「ITC協会」という。）の提案による国連CEFACT国際EDI標準準拠の「中小企業共通EDI仕様v3.1」を原案とし、当該案に基づき実施した業種・地域の異なる12件の実証プロジェクトの成果を反映するとともに、本事業の成果が事業終了後においても活用され、普及することによって中小企業の生産性をより一層向上させるという本事業の目的を踏まえ、より多くの関係者、とくに受発注システムを利用する企業、受発注システムを開発・提供する企業、業界標準システムを開発・提供する業界団体等の意見を採り入れるために平成29年（2017年）12月11日から平成30年（2018年）1月10日までの間、パブリックコメントを求めた。パブリックコメントの結果を踏まえた「中小企業共通EDI標準（案）」を整備委員会において審議し、「中小企業共通EDI標準（初版）」として取りまとめ、平成30年（2018年）3月に公表した。

「中小企業共通EDI標準(初版)」にはEDI取引を行う企業の、それぞれ異なる仕様の社内業務システム間でEDIデータ交換を実現するために、中小企業共通EDI標準仕様書において相互連携性仕様を規定した。

さらに中小企業共通 EDI 標準(初版)には中小企業共通 EDI を活用して紙取引から EDI デジタル取引へ移行するための手順をユーザー企業、および IT 企業に示す参照文書として、中小企業共通 EDI メッセージガイドラインが提供されている。

また、中小企業共通 EDI の実装手順を IT 企業に示す参照文書として、中小企業共通 EDI 実装ガイドラインが参照文書として提供されている。これらの参照文書を活用して、中小企業共通 EDI の普及が促進されることを期待している。

【参考】中小企業共通 EDI 標準 ver.2 バージョンアップについて

ITC 協会つなぐ IT 推進委員会は「中小企業庁次世代企業間データ連携調査事業」で 2018 年 3 月に公開した中小企業共通 EDI 標準（初版）ver.1_r0 について、その後の環境変化に対応するための検討を進めてきたが、この度以下の内容を反映してバージョンアップを行い、中小企業共通 EDI 標準 ver.2 として公開する。

➤ バージョンアップ ver.2 の要点

1. 次世代企業間データ連携調査事業のパブリックコメント(2017 年 12 月～2018 年 1 月実施)で提示された意見のうち、次年度以降の対応に先送りされた事項への一部対応
2. 改正消費税（区分記載請求書、および適格請求書保存方式）への対応
3. 2018 年 12 月より実用サービスが提供された全銀 EDI システム(以下、「金融 EDI」、または「ZEDI」という)への対応

➤ バージョンアップ ver.2 の概要

1. 上記パブリックコメント(2017 年 12 月～2018 年 1 月実施)への対応内容
→注文メッセージ以外の取引プロセス（見積、見積回答、注文回答、出荷、検収、請求）への拡張
2. 改正消費税への対応内容
→「区分記載請求書」「適格請求書」への表記が義務付けられた情報項目の追加
3. 金融 EDI への対応内容
→金融 EDI と連携する支払通知メッセージの追加

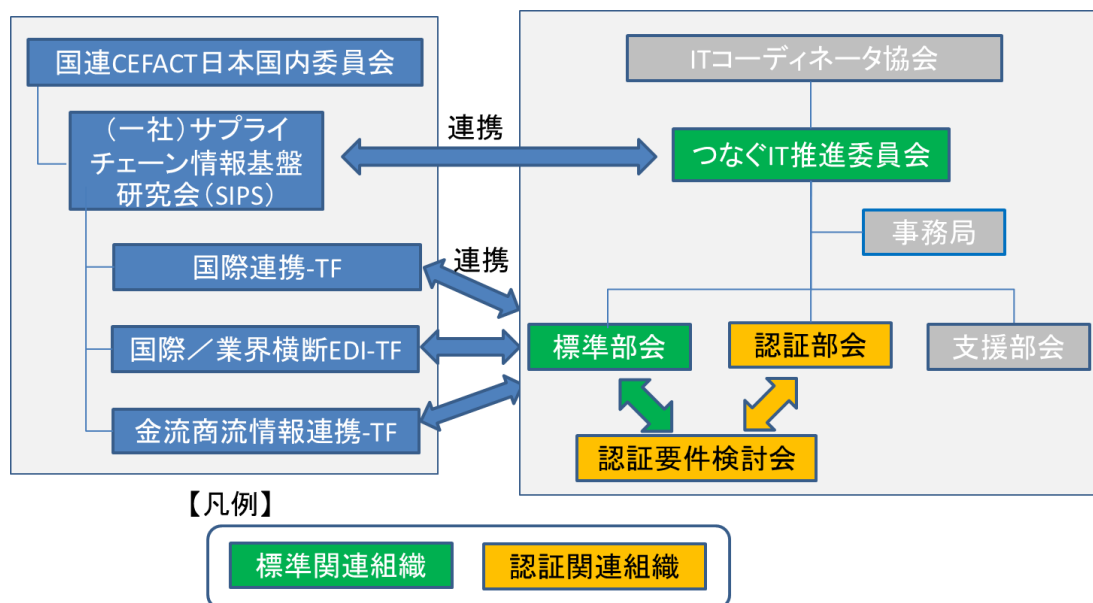
中小企業共通 EDI 標準の管理体制

本事業の報告書には本事業の成果である「中小企業共通 EDI 標準」について、本事業終了後は ITC 協会が引き継いで維持管理を担当することが報告されている。ITC 協会は中小企業共通 EDI の実用化を目指してすでに協会内に設置されている「つなぐ IT 推進委員会」（以下、本委員会という）において、引き続き当該標準の維持管理を行うこととした。本委員会は国連 CEFAC 日本国内委員会一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会(以下、「SIPS」という)と連携して中小企業共通 EDI 標準の維持管理を進めている。

中小企業共通 EDI 認証については認証要件検討会において認証基準を作成し、認証部会で運用・管理を行っている。認証基準は中小企業共通 EDI 標準が規定する異なる業務アプリ相互連携に関する仕様を認証申請 IT ツールが実装しているかを検証するための手順を規定している。

中小企業共通 EDI 標準の管理体制を下图に示す。

図 中小企業共通 EDI 標準の管理体制と SIPS との連携



注 1：SIPS は業界横断 EDI 仕様（国連 CEFAC 標準準拠）を策定

ITC 協会は SIPS の賛助会員

注 2：ITC 協会は中小企業共通 EDI 標準を策定

中小企業共通 EDI 標準は SIPS 業界横断 EDI 仕様の中小企業共通 EDI ドメイン拡張版

IT コーディネータ協会つなぐ IT 推進委員会
2019 年度委員（順不同）

<委員長>

松島 桂樹 一般社団法人 クラウドサービス推進機構 理事長

<企業委員>

上野 保 東成エレクトロビーム株式会社 取締役会長
今野 浩好 株式会社今野製作所 代表取締役
笠原 真樹 株式会社由紀精密 取締役営業部長
林 英夫 武州工業株式会社 代表取締役
成願 直志 花王株式会社 会計財務部門 経理企画部 マネージャー
渡邊 嘉彦 矢崎総業株式会社 生産技術室 主査

<専門委員>

菅又 久直 国連 CEFACIT 日本国内委員会 サプライチェーン情報基盤研究会
業務執行理事
西岡 靖之 法政大学 大学院 デザイン工学部 教授
岡田 浩一 明治大学 経営学部 教授
小松 靖直 日本商工会議所 情報化推進部 部長
細川 泰秀 ABC協会 副会長
川内 晟宏 プロセス経営研究所 代表 フェローIT コーディネータ
兼子 邦彦 一般社団法人 SCCCリアルタイム経営推進協議会 理事長
遠城 秀和 NTT データシステム技術株式会社 日銀システム事業部 システム企画
開発担当 シニア・スペシャリスト
伊原 栄一 株式会社グローバルワイズ 代表取締役社長
水谷 学 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 筆頭副会長
坂本 恒之 株式会社スマイルワークス 代表取締役社長

【オブザーバー】

小池 明 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 課長補佐

【委員会事務局】

鈴木 修 特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会主席研究員
野田 和巳 特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会研究員

つなぐ IT 推進委員会 共通 EDI 標準部会
2019 年度委員（順不同）

<部会長>

川内 晟宏 プロセス経営研究所 代表 フェローIT コーディネータ

<委員>

菅又 久直 国連 CEFACCT 日本国内委員会 サプライチェーン情報基盤研究会
業務執行理事

水谷 学 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 筆頭副会長

兼子 邦彦 一般社団法人 S C C Cリアルタイム経営推進協議会 理事長

遠城 秀和 NTT データシステム技術株式会社 日銀システム事業部 システム企画
開発担当 シニア・スペシャリスト

廣瀬 賢次郎 株式会社グローバルワイズ EDM システム本部 EcoChange 部 部長

坂本 知彦 株式会社エクス サービス事業本部開発部 部長

長浜 修 株式会社インフォマート 専務取締役開発本部長

坂頂 佑樹 株式会社スマイルワークス事業開発部 マネージャー

目次

はしがき（中小企業共通 EDI 標準 ver.3）	i
➤ 中小企業共通 EDI 標準 ver.3 バージョンアップについて	ii
➤ バージョンアップ ver.3 の要点	ii
➤ バージョンアップ ver.3 対象文書	ii
【参考】はじめに（標準仕様書初版）	iii
【参考】中小企業共通 EDI 標準 ver.2 バージョンアップについて	v
➤ バージョンアップ ver.2 の要点	v
➤ バージョンアップ ver.2 の概要	v
中小企業共通 EDI 標準の管理体制	vii
1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について	1
1. 1. EDI フレームワーク	1
1. 2. 中小企業共通 EDI 標準の構成文書の概要と適用範囲	2
1. 3. 中小企業共通 EDI 標準と国連 CEFAC 標準・SIPS 業界横断 EDI 仕様と の関係	3
2. 中小企業共通 EDI による相互連携の仕組みについて	4
2. 1. 中小企業共通 EDI の相互連携対象の構成要素	4
2. 2. 業種の壁を越えた業務アプリ間 EDI 連携の仕組み	5
2. 3. 相互連携性仕様の必要性	6
2. 4. 相互連携性仕様の適用対象	7
2. 5. 中小企業共通 EDI 構成要素間の相互連携類型	9
3. 相互連携性仕様の全体構成	12
3. 1. 相互連携メッセージ仕様	12
3. 2. 相互連携通信仕様（連携通信仕様）	13
3. 2. 1. 共通 EDI プロバイダ間連携のための連携通信仕様	13
3. 2. 2. 共通 EDI プロバイダが業務アプリと連携する連携通信仕様	14
3. 3. 相互連携実装仕様	14
3. 3. 1. 情報項目マッピングとフォーマット変換	14
3. 3. 2. EDI データ属性の必須実装要件	15
3. 3. 3. 送受信 EDI データの UI 機能（送受信 UI 機能）	15
3. 3. 4. 識別コード	16
4. レベル 1 業務アプリの相互連携性に関する必須要件	17

4. 1. レベル1 業務アプリが共通 EDI プロバイダと連携する連携手段の必須要件	17
4. 2. 連携補完手段の相互連携性に関する要件	17
5. 共通 EDI プロバイダの相互連携性仕様	18
5. 1. 共通 EDI プロバイダ間の連携仕様	18
5. 1. 1. 相互連携メッセージ仕様	18
5. 1. 2. 共通 EDI プロバイダ間の相互連携通信仕様	18
5. 2. 共通 EDI プロバイダとレベル2 業務アプリ間の連携仕様	19
5. 2. 1. 相互連携メッセージ仕様	19
5. 2. 2. 相互連携通信仕様	19
5. 2. 3. 相互連携実装仕様	20
5. 3. レベル1 業務アプリへ提供する連携補完手段	20
5. 4. 共通 EDI プロバイダの連携補完サービスが提供する相互連携実装仕様 ...	21
5. 4. 1. マッピング機能とフォーマット変換機能	21
5. 4. 2. EDI データ属性等変換機能	21
5. 4. 3. 送受信 UI 機能	21
5. 4. 4. 識別コード	22
5. 5. 共通 EDI プロバイダが提供する連携共通 I/F が補完する連携実装仕様 ...	22
5. 5. 1. マッピング機能とフォーマット変換機能	22
5. 5. 2. EDI データ属性等変換機能	22
5. 5. 3. 送受信 UI 機能	23
5. 5. 4. 識別コード	23
5. 6. 共通 EDI プロバイダと連携補完アプリとの相互連携仕様	23
5. 7. ユーザーへ EDI 送受信の確認情報提供	23
6. 共通 EDI プロバイダが備えるべきユーザー便利サービス	25
6. 1. 付加ファイル送受信機能	25
6. 2. 発信者帳票の印刷サービス	25
6. 3. EDI 文書保存サービス	26
6. 4. EDI 文書新着連絡サービス	26
6. 5. サービス提供条件	26
7. レベル2 業務アプリの相互連携性仕様	27
7. 1. 業務アプリの相互連携メッセージ仕様	27
7. 1. 1. 業務アプリがサービス提供する取引プロセスと EDI メッセージ	27
7. 1. 2. 業務アプリがサービス提供する情報項目	27
7. 1. 3. 共通 EDI メッセージのバージョンの明示	27
7. 2. レベル2 業務アプリの相互連携通信仕様	27

7. 3. レベル2 業務アプリの相互連携実装仕様.....	28
7. 3. 1. EDI メッセージのフォーマットとマッピング機能.....	28
7. 3. 2. EDI メッセージ情報項目の EDI データ属性必須実装仕様.....	28
7. 3. 3. 送受信 UI 機能.....	29
7. 3. 4. 識別コード.....	29
7. 4. 付加ファイルの送受信対応.....	29
7. 5. 複合型業務アプリ等.....	30
8. レベル1 業務アプリの相互連携性仕様.....	31
8. 1. レベル1 業務アプリと連携補完手段との連携機能.....	31
8. 2. レベル1 業務アプリの取引プロセスと情報項目.....	31
8. 2. 1. レベル1 業務アプリがサービス提供する取引プロセスと EDI メッセージ.....	31
8. 2. 2. レベル1 業務アプリがサービス提供する情報項目.....	31
8. 3. レベル1 業務アプリに補完が必要な連携実装仕様.....	32
8. 3. 1. EDI メッセージのマッピング機能とフォーマット変換機能.....	32
8. 3. 2. EDI メッセージ情報項目の EDI データ属性.....	32
8. 3. 3. 送受信 UI 機能.....	32
8. 4. 付加ファイルの送受信対応.....	33
9. 連携補完アプリの相互連携性仕様.....	34
9. 1. 連携補完アプリと共通 EDI プロバイダとの連携機能.....	34
9. 2. 連携補完アプリとレベル1 業務アプリ間の連携機能.....	34
9. 2. 1. 連携補完アプリとレベル1 業務アプリとの連携機能.....	35
9. 2. 2. ユーザーへ EDI 送受信の確認情報提供.....	35
9. 3. 連携補完アプリの提供する連携実装仕様.....	35
9. 3. 1. マッピング機能とフォーマット変換機能.....	35
9. 3. 2. EDI データ属性等変換機能.....	36
9. 3. 3. 送受信 UI 機能.....	36
9. 3. 4. 識別コード.....	36
9. 4. 付加ファイルの送受信対応.....	36
10. 連携共通 I/F について.....	37
10. 1. 連携共通 I/F の狙いと構成.....	37
10. 2. 共通 EDI プロバイダの連携共通 I/F 実装仕様.....	38
10. 2. 1. 連携共通 I/F サービスの実装要件.....	38
10. 2. 2. 連携 I/F フォルダと連携エージェントの実装仕様.....	38
10. 2. 3. CSV フォーマットのマッピング機能と変換機能.....	39
10. 2. 4. CSV の EDI データ属性変換機能.....	40

1 0. 2. 5. 共通 EDI プロバイダの連携共通 I/F 実装仕様の明示	40
1 0. 3. 連携共通 I/F 利用のためのレベル 1 業務アプリの実装仕様	40
1 0. 3. 1. レベル 1 業務アプリの連携共通 I/F 対応実装要件	40
1 0. 3. 2. CSV ファイルのエクスポート機能	40
1 0. 3. 3. CSV ファイルのインポート機能	41
1 0. 3. 4. レベル 1 業務アプリがエクスポート・インポートする CSV ファイルのフォーマット	42
1 0. 3. 5. レベル 1 業務アプリの CSV ファイルのファイル名	44
1 0. 3. 6. レベル 1 業務アプリの連携共通 I/F 実装仕様の明示	44
1 0. 4. 自動送受信サービスの実装	44
1 0. 4. 1. 自動送信仕様	44
1 0. 4. 2. 自動受信仕様	45
1 0. 4. 3. 自動送受信サービス実装の明示	45

1. 中小企業共通 EDI 仕様の標準化について

1. 1. EDI フレームワーク

EDI フレームワークは次世代電子商取引推進協議会（ECom）において EDI 標準を作成するためのガイドとして図 1.1 のとおり定義されている¹。

企業間のデジタル取引データ交換（以下、「EDI」という。）は、企業間で合意した「業務連携」（サプライチェーン取引プロセス、または取引プロセス）において、合意された「業務情報」（EDI メッセージと、EDI 情報項目または情報項目）を、合意された「情報表現様式」（メッセージフォーマット）で、合意された「運用手順」（ビジネスルール）に従い、合意された「電文搬送様式」（EDI 通信プロトコル）の上で行われるとされている。これらの各要素は独立しており、利用に際しては多様な組み合わせで実装されている。尚デジタル取引データ（以下、EDI データという）は EDI ファイル交換文書（以下、EDI 文書という）としてデータ交換される。

一部の大手業界では「業務連携」、「業務情報」、「情報表現」について業界仕様が策定され、合意のための協議の簡略化を図っている。「電文搬送」については国際 EDI 通信標準としてすでに提供されている複数の仕様から選択し、これらを取りまとめて業界 EDI 標準を制定している。

これに対し「運用手順」は当事者間の協議に任されていた。この協議は取引する関係企業各社の社内業務システム、および固有取引手順の整合が必要であり、このために長時間の調整が必要であった。

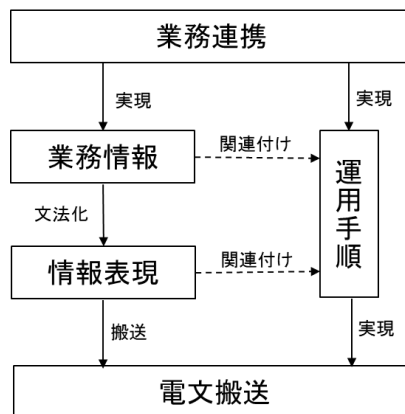


図 1.1. EDI フレームワーク

しかし、中小企業が EDI 導入のために割くことが可能な資源は限られており、中小企業がこれらの仕様を理解し、発注者と受注者が協議して連携条件を合意することは困難である。中小企業へ EDI を普及するためには取引当事者間の協議を最小限にする手段の提供が必要である。中小企業共通 EDI 標準はこれらの課題の解消を目的として制定された。

¹ 出所：次世代電子商取引推進協議会 平成 19 年度 情報共有基盤整備報告書
<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004273>

1. 2. 中小企業共通 EDI 標準の構成文書の概要と適用範囲

中小企業共通 EDI 標準 ver.3 は以下の文書で構成される。

● 中小企業共通 EDI 標準の構成文書

- ① 中小企業共通 EDI 標準仕様書 ver.3
- ② 中小企業共通 EDI ガイドブック ver.3 (参考資料)

また、EDI フレームワークにおける中小企業共通 EDI 標準の適用範囲を図 1.2.に示す。

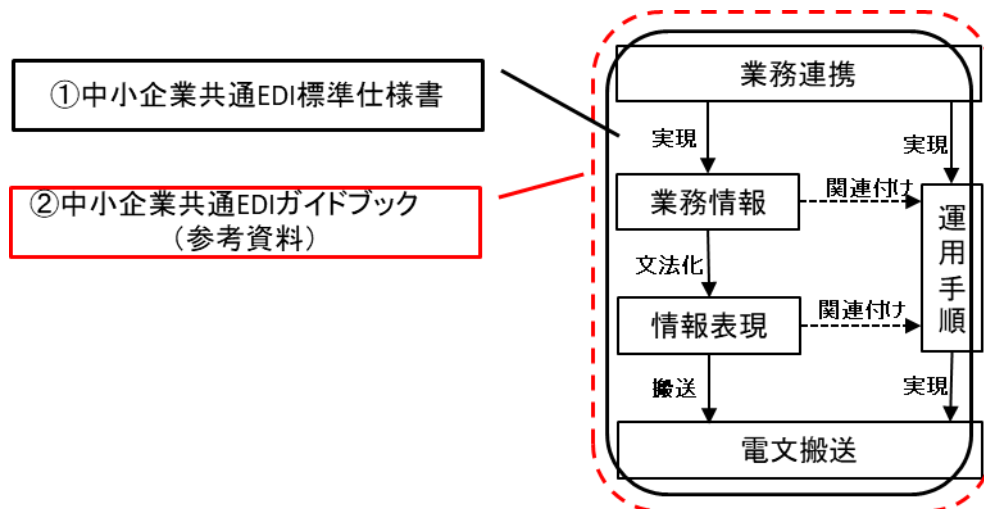


図 1.2. EDI フレームワークにおける中小企業共通 EDI の適用範囲

中小企業共通 EDI 標準の構成文書の概要を次に示す。

① 中小企業共通 EDI 標準仕様書 ver.3

中小企業共通 EDI 標準仕様書(以下、標準仕様書という)は、異なる製品事業者（以下、「IT ベンダー」という。）の業務アプリケーション、並びにクラウド業務サービス（以下、一括して「業務アプリ」という。）間の取引 EDI 文書交換を実現するための相互連携性仕様を規定している。相互連携性仕様は中小企業への EDI 普及のための仕様として策定された規程である。標準仕様書では、EDI フレームワークのうち「業務連携」や「業務情報」「情報表現」「電文搬送」の要件について規定しているほか「運用手順」は業務アプリがその機能を提供しており、中小企業共通 EDI と連携する業務アプリと共通 EDI プロバイダに実装が必要な機能を標準仕様書で規定した。相互連携性を実現するための細目を定めた＜付表 1＞中小企業共通 EDI 標準相互連携性仕様情報項目表、＜付表 2＞中小企業共通 EDI メッセージ辞書・BIE 表が提供されている。

② 中小企業共通 EDI ガイドブック

中小企業共通 EDI ガイドブックは、中小企業共通 EDI 仕様を実装した異なる IT ベンダー製業務アプリが EDI データを交換するに必要な要件を規定した標準仕様書の内

容を補足して解説した参考資料である。合わせて中小企業共通 EDI 導入に関する留意点や、標準仕様書では触れていない運用手順との関係について解説している。

メッセージ仕様については<付属書>中小企業共通 EDI メッセージ辞書解説で仕様の詳細を解説している。また<付表 1>中小企業共通 EDI コード表と<付表 2>中小企業共通 EDI 簡易マッピング表を提供している。

尚、標準 ver.1、標準 ver.2 でメッセージガイドラインと実装ガイドラインとして提供していた 2 つの資料を中小企業共通 EDI ガイドブックとして一つの資料に統合した。

1. 3. 中小企業共通 EDI 標準と国連 CEFAC 標準・SIPS 業界横断 EDI 仕様との関係

中小企業共通 EDI 標準は、国際取引の世界的な簡素化を行うために手続き、および情報の流れの簡素化、統一化を推進している国際標準である国連 CEFAC 標準に準拠し策定している。国連 CEFAC のわが国の窓口組織は、国連 CEFAC 日本委員会であり国連 CEFAC 標準については同委員会の傘下にある一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会（以下、「SIPS」という。）が保守・管理に参画している。

SIPS は、国連 CEFAC 標準準拠の業界横断 EDI 仕様、およびここに含まれる EDI メッセージ仕様を一元的に登録管理している²。SIPS は業務領域ごとにドメインを定義し、ドメインごとの管理組織が策定し登録申請した EDI メッセージ仕様を審査して登録している。中小企業共通 EDI メッセージ仕様は、SIPS の中小企業共通 EDI ドメインに所属し、策定・登録されている。

本件については、中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

² 出所：業界横断レジストリ管理システム
<http://www.caos-a.co.jp/SIPS/itctools/topmenu.html>

2. 中小企業共通 EDI による相互連携の仕組みについて

2. 1. 中小企業共通 EDI の相互連携対象の構成要素

現状の中小企業の社内業務の IT 活用は相当に進展してきており、小規模事業者でもパソコン導入と表計算ソフト利用による社内業務管理が一般化してきている。中規模企業ではほぼ 100%の企業でパッケージソフトや特注ソフトによるデジタル社内管理が実現している。

しかし中小企業の企業間取引では発注者は、業務アプリで管理しているデジタルデータをアナログ変換して印刷し、紙帳票や FAX で取引情報の交換を行っている。このため受注者は社内業務アプリへのデータ入力を手作業で行うという非効率な業務処理を行っており、入力ミスの発生などの問題も抱えている。

中小企業共通 EDI 標準はすでに普及している各社の社内業務アプリ間でデジタル取引データ交換を実現するとともに、多対多のユーザー間で情報交換できる電子メールのような使いやすさを EDI で実現することを目指している。ただし電子メールで交換される情報は人間が利用することを前提としているが、EDI では業務アプリ間で人手を介さず直接デジタル取引データの受け渡し求められることから、業務アプリ側にも相互連携に必要な機能を実装しなければならない。また電子メールはセキュリティ面からもビジネス利用には不十分と指摘があることから、これらの課題を解決するための要件を中小企業共通 EDI 標準に組み込んだ。

中小企業共通 EDI の構成を次図に示す。

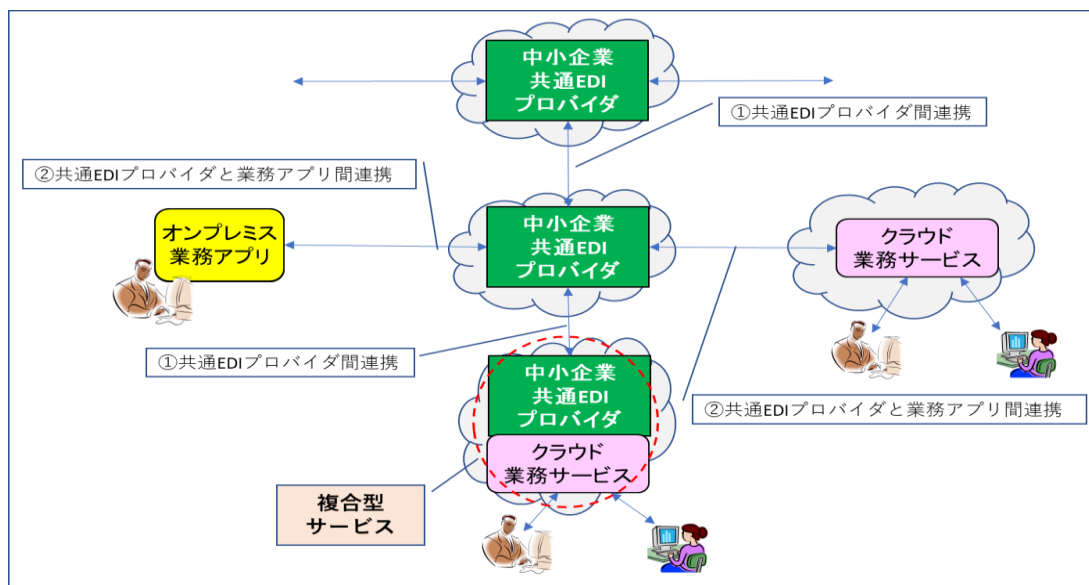


図 2.1 共通 EDI プロバイダと業務アプリの相互連携手段

従来のオンプレミス業務アプリやクラウド業務サービス（以下、業務アプリという）はこれまで EDI 連携を前提として開発されていないため、そのままでは EDI 接続ができない。そこで中小企業共通 EDI は、異なる IT ベンダーが提供する業務アプリ間で EDI 文書交換

を可能とする中小企業共通 EDI 標準を定めた。

業務アプリは、共通 EDI 標準で EDI 文書交換を行う EDI プロバイダ（以下、共通 EDI プロバイダという）を経由して連携する仕組みとした。さらに電子メールと同様の多対多接続を可能とするために、共通 EDI プロバイダ間で相互に EDI 文書を交換する仕組みとすることで、中小企業共通 EDI ユーザーは 1 つの共通 EDI プロバイダと契約すれば同じ共通 EDI ユーザーである販売先（顧客）や仕入先との間で EDI 取引を実現することが可能となった。

中小企業共通 EDI の構成要素の詳細については 2. 4. 項に示す。

2. 2. 業種の壁を越えた業務アプリ間 EDI 連携の仕組み

既存の業務アプリは IT ベンダー各社の独自仕様に基づいて商品化されており、発注者の業務アプリがエクスポートした独自仕様の取引データをそのまま受注者へ渡しても、受注者の業務アプリはその内容を理解できない。また業界 EDI 標準化団体が定めた業界 EDI 標準の EDI メッセージは各業界が固有の仕様で標準化したため、業界を超えて相互に連携できない状況になっている。この問題は日本国内だけでなく、国際的にも同様の状況となっていた。

この問題を解決するために、EDI 国際標準化機関である国連 CEFAC において国際的な EDI 専門家が協議して得られた結論は業種の壁を超えた国際的な共通辞書の作成である。この共通辞書は、各業界や企業ごとにばらばらに定義されている取引データの情報項目の意味の整合化を行い、1 つの国際共通辞書に取りまとめて登録したものである。サプライチェーン取引の共通辞書は 2009 年から公開が始まった。

各業界標準 EDI メッセージや発注企業各社の EDI 文書の固有取引情報項目をこの共通辞書に登録された情報項目へ対応付け（以下、マッピングという）して変換を行い、更に受注者の業務アプリが受信できる固有情報項目へマッピングして再変換し、受注者に送信する。この手順により業種の壁を越えた EDI 文書の意味情報連携が可能になる。

中小企業共通 EDI 標準の EDI メッセージは ECOM の EDI フレームワークの「業務連携」、「業務情報」、「情報表現」に対応し、国連 CEFAC 共通辞書に準拠して策定されている。中小企業共通 EDI に対応する相互連携性仕様を実装した業務アプリは中小企業共通 EDI メッセージを送信、または受信することになる。また相互連携性仕様を備えていない業務アプリについては共通 EDI プロバイダが業務アプリに不足する機能を補完して変換サービスを提供し、業務アプリ間を連携する役割を担当する。

詳細は中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

業種の壁を越えた EDI 連携の仕組みを次図に示す。

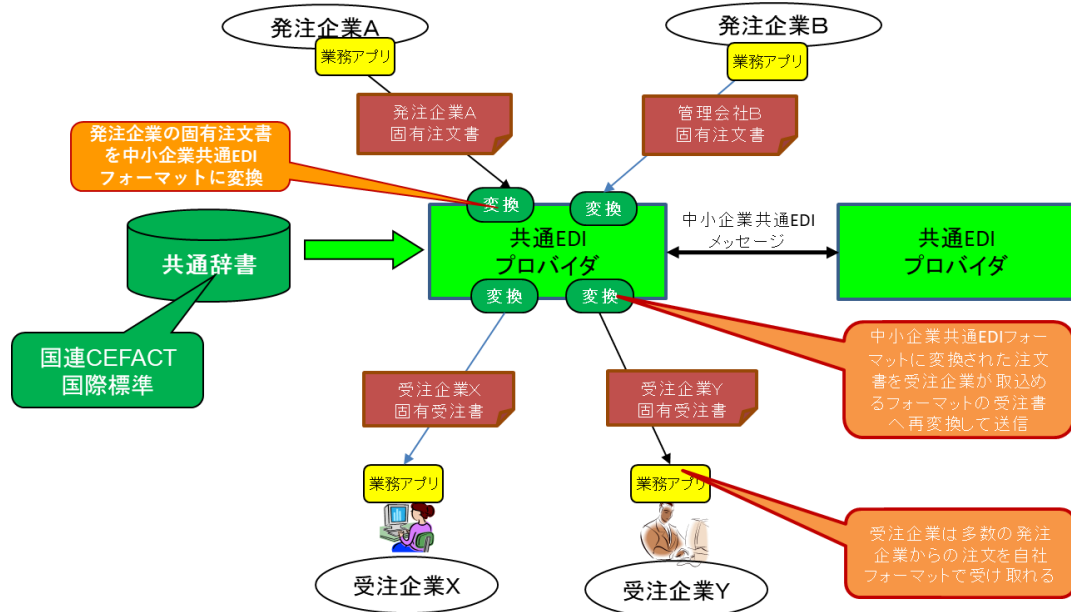


図 2.2. 業種の壁を越えた EDI 連携の仕組み

2. 3. 相互連携性仕様の必要性

異なる業務アプリ間で交換される EDI 文書の情報項目の連携については、国連 CEFACCT 共通辞書を利用したマッピングにより解決できたが、EDI 文書交換を実現するためには更に多くの要件について連携のための協議が必要になる。

例えば EDI データ属性の 1 つである文字コードが異なるデータをそのまま送信すれば文字化けを引き起こす。

実装している情報項目が異なる業務アプリ間でデータ交換を行うと、非実装の情報項目は交換できない。情報項目の実装に違いがある場合の相互連携性の考え方を図 2.3 に示す。

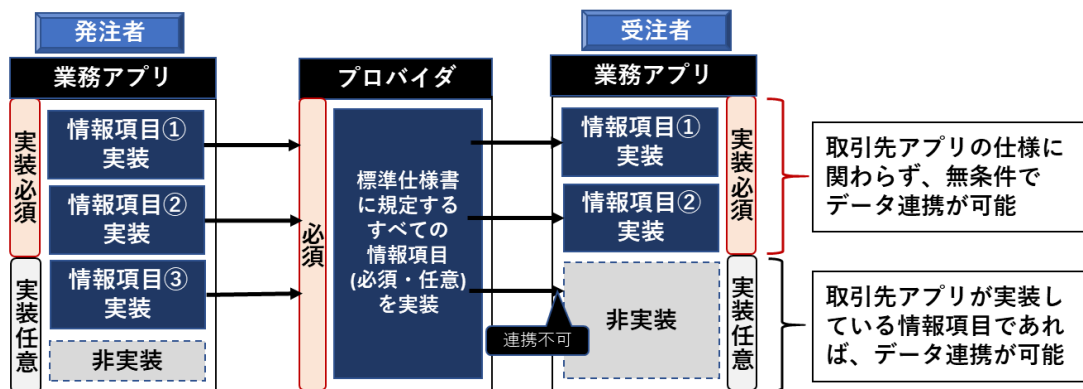


図 2.3. 情報項目の実装に違いがある場合のデータ連携（イメージ）

これまでの EDI 導入には相互連携に必要な要件の合意形成に長期間の協議が必要であり、さらに合意内容を実装するために既存の業務アプリを改造する必要があった。しか

し、これらの EDI 導入に対するシステム投資は高額であり中小企業の取引量では投資対効果に見合わない場合が多く、中小企業の EDI 利用が進まない大きな要因になっていた。

これらの問題の解決策は、業務アプリの改造や合意形成のための事前協議を不要とすることである。中小企業の多くは市販のパッケージ業務アプリやクラウド業務サービスを利用しており、これらの業務アプリにあらかじめ中小企業共通 EDI 標準による相互連携のための機能が実装されていれば、業務アプリが EDI によるデータ連携をするための改造は不要になる。

また、業務アプリで利用できる情報項目がすべて同じであれば事前協議の必要はなくなり、連携先の業務アプリを意識することなく EDI によるデータ交換が可能になる。しかし、現実には IT ベンダーが商品化している業務アプリは IT ベンダー各社の独自の仕様により開発されているので、都度の協議は避けられない。

異なる業務アプリ間で EDI 文書交換を行うためには、上記で例示した要件以外にもあらかじめ発注者と受注者間で協議しておかなければならない要件が多数ある。中小企業共通 EDI は、異なる業務アプリ間の EDI 文書交換に必要な要件を「相互連携性仕様」と定義して、中小企業共通 EDI 標準に組み込み規定し、中小企業共通 EDI に対応する業務アプリや共通 EDI プロバイダに「相互連携性仕様」の実装を求めることとした。これにより共通 EDI 導入の事前協議を最小化することを目指している。

2. 4. 相互連携性仕様の適用対象

(1) 対象ドメイン

業種ごとの取引業務領域をドメインと定義する。各ドメインは、それぞれ汎用的に利用される取引プロセスを定義している。中小企業取引業務領域については中小企業共通 EDI ドメインを定義している。

業務アプリは、ドメインごとに開発されているので、相互連携性は中小企業共通 EDI ドメインに属する業務アプリ間で確保することとする。中小企業共通 EDI ドメインの詳細は「中小企業共通 EDI ガイドブック」を参照されたい。

(2) 対象取引プロセス

対象ドメインが規定する取引プロセスとする。中小企業共通 EDI ドメインは中小企業取引プロセスを定義し、中小企業共通 EDI メッセージを規定している。

EDI メッセージは、交換される情報項目を規定している。中小企業共通 EDI メッセージには中小企業共通 EDI ドメインの取引に共通する情報項目と業種取引固有の情報項目が含まれている。

中小企業取引プロセスの詳細は「中小企業共通 EDI ガイドブック」を参照されたい。

(3) 対象 EDI プロバイダ

対象 EDI プロバイダは、中小企業共通 EDI ドメインが規定する中小企業共通 EDI 標準を実装した共通 EDI プロバイダとする。中小企業共通 EDI は、業務アプリ間

の EDI 文書交換を共通 EDI プロバイダが仲介して連携する方式を採用している。共通 EDI プロバイダは、下記（４）項に規定するレベル 2 業務アプリとの間の EDI 文書連携機能と、他の共通 EDI プロバイダとの間の EDI 文書交換機能を基本機能として備える。更に下記（４）項に規定するレベル 1 業務アプリに不足する相互連携性機能を補完する連携補完手段を提供し、レベル 1 業務アプリと連携することができる。

（４） 対象業務アプリ

業務アプリは相互連携性仕様を実装して、共通 EDI プロバイダ経由で相互に EDI 文書を交換する。相互連携性仕様の組み込みについては共通 EDI 連携を想定して新しく商品化される業務アプリと、既存の業務アプリでは大きく異なる。既存の業務アプリは共通 EDI 連携を想定しない仕様で実装されているので、共通 EDI 連携のためには何らかの連携補完手段と組み合わせることが必要になる。

相互連携性への対応の違いを明確にするために業務アプリにレベル区分を設ける。尚、本書において「業務アプリ」の記載は、業務アプリのレベルを識別しない業務アプリの総称であり、すべての業務アプリに共通する規定を記述する際に使用する。

① レベル 1 業務アプリ

レベル 1 に属する業務アプリは中小企業共通 EDI 標準が相互連携性の必須機能要件として規定する仕様、すなわち相互連携性仕様を単独では備えていない業務アプリ（以下、レベル 1 業務アプリという）とする。

レベル 1 業務アプリは不足する相互連携性仕様を外部の連携補完手段と組み合わせることにより、中小企業共通 EDI との連携を可能とする。

② レベル 2 業務アプリ

レベル 2 に属する業務アプリは相互連携性仕様を実装し、共通 EDI プロバイダと直接連携して EDI 文書交換が可能な業務アプリ（以下、レベル 2 業務アプリという）とする。

（５） 連携補完手段

相互連携性仕様を備えていないレベル 1 業務アプリが中小企業共通 EDI と連携するために不足する機能を補完する手段を総称して「連携補完手段」という。

連携補完手段には次の類型がある。

① 連携補完サービス

相互連携性仕様を備えていないレベル 1 業務アプリに不足する機能を補完する共通 EDI プロバイダの付加サービスである。共通 EDI プロバイダの基本サービスと一体となってサービスを提供する。

② 連携共通 I/F

レベル 1 業務アプリが 10. 3. 4. 項に規定する共通 CSV フォーマットによる連携のために共通 EDI プロバイダが提供する連携補完手段の付加サービスで

ある。合わせて不足する連携補完機能を補完するサービスを提供する。詳細は 10 章参照。

③ 連携補完アプリ

相互連携性仕様を備えていないレベル 1 業務アプリに不足する連携補完機能を外部（業務アプリベンダおよび共通 EDI プロバイダ以外のサードパーティーなど）から提供する独立した IT ツールである。

2. 5. 中小企業共通 EDI 構成要素間の相互連携類型

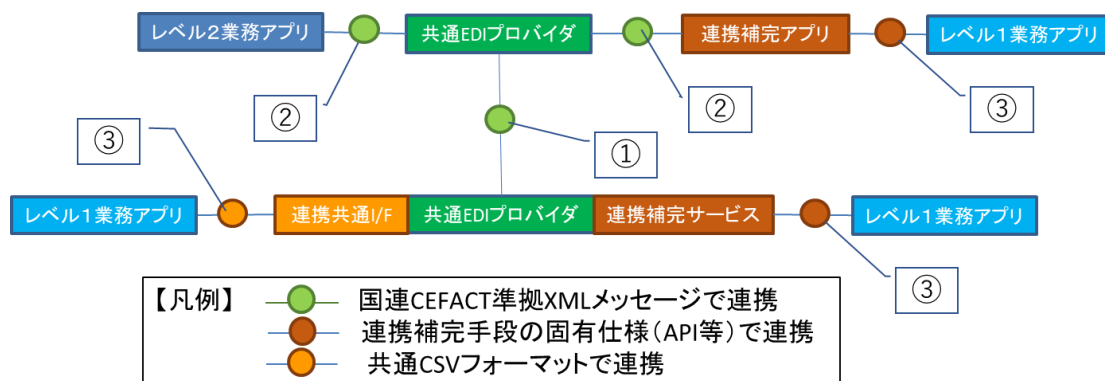
中小企業共通 EDI を構成する複数の IT ツールの相互連携類型とその関係を図示する。

凡例に示す連携手段の詳細は後述する。

(1) 共通 EDI プロバイダの相互連携

共通 EDI プロバイダは次の連携機能を備える。

- ① 共通 EDI プロバイダ間の連携機能（必須）
- ② 共通 EDI プロバイダとレベル 2 業務アプリ（および連携補完アプリ）との連携機能(任意)
- ③ 共通 EDI プロバイダの連携補完手段を利用したレベル 1 業務アプリとの連携機能(任意)



注：【凡例】の記載内容については後述する。

図 2.4 中小企業共通 EDI 構成要素間の相互連携

(2) レベル 2 業務アプリの相互連携

レベル 2 業務アプリの相互連携には次の類型がある。

① 単独型レベル 2 業務アプリ

相互連携性仕様を実装し、共通 EDI プロバイダと直接接続できる独立した単独の業務アプリの類型。レベル 1 業務アプリを改造、もしくは相互連携仕様をオプションとして追加実装してもレベル 2 業務アプリとなる。

② 複合型レベル 2 業務アプリ

同一の IT ベンダーがレベル 1 業務アプリと共通 EDI プロバイダの連携補完手段

を組み合わせて提供する業務アプリの類型。この組合せ全体をレベル2業務アプリとして扱う。

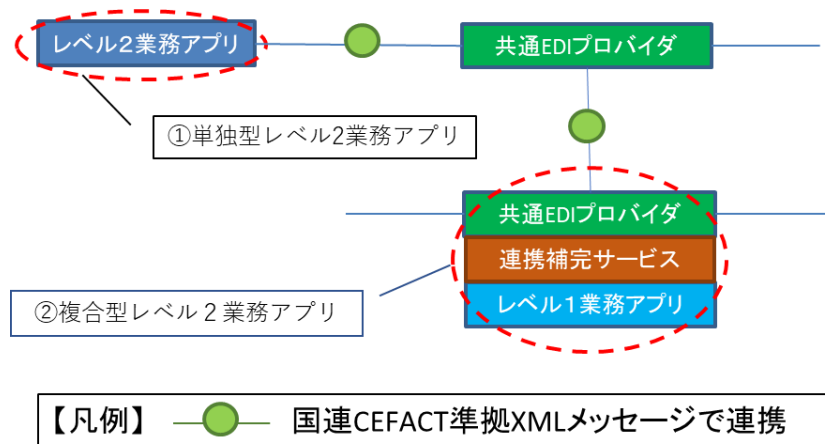


図 2.5. レベル2業務アプリの相互連携

（3） 連携補完アプリの相互連携

連携補完アプリは次の連携機能を備える。

- ① 共通 EDI プロバイダとの連携機能
→ 共通 EDI プロバイダとレベル2業務アプリとして連携する。
- ② レベル1業務アプリとの連携機能
→ 共通 EDI プロバイダが提供するレベル1業務アプリの連携補完手段と同等の連携機能を提供する

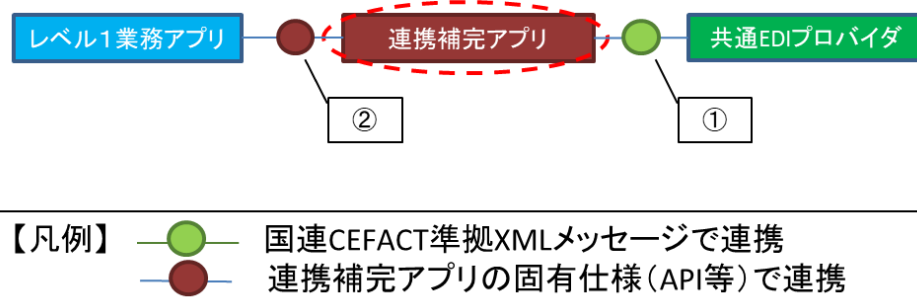


図 2.6 連携補完アプリの相互連携

（4） レベル1業務アプリの相互連携

レベル1業務アプリは連携補完手段と組合せて不足する相互連携性を補完する。連携補完手段との組合せには次の類型がある。

- ① レベル1業務アプリ組合せタイプ①
レベル1業務アプリが、異なる事業者の共通 EDI プロバイダの提供する連携補完

サービスと組み合わせて相互連携性を補完した業務アプリの類型。これを組合せタイプ①という。

② レベル1 業務アプリ組合せタイプ②

レベル1 業務アプリが、異なる事業者の共通 EDI プロバイダが提供する連携共通 I/F と組み合わせて相互連携性を補完した業務アプリの類型。これを組合せタイプ②という。

③ レベル1 業務アプリ組合せタイプ③

レベル1 業務アプリが、異なる事業者の連携補完アプリと組み合わせて、連携補完アプリが提供する連携機能で不足する相互連携性を補完し、共通 EDI プロバイダと連携補完アプリ経由で接続できるようにした業務アプリの類型。これを組合せタイプ③という。

レベル1 業務アプリの相互連携組合せタイプの類型を次に図示する。

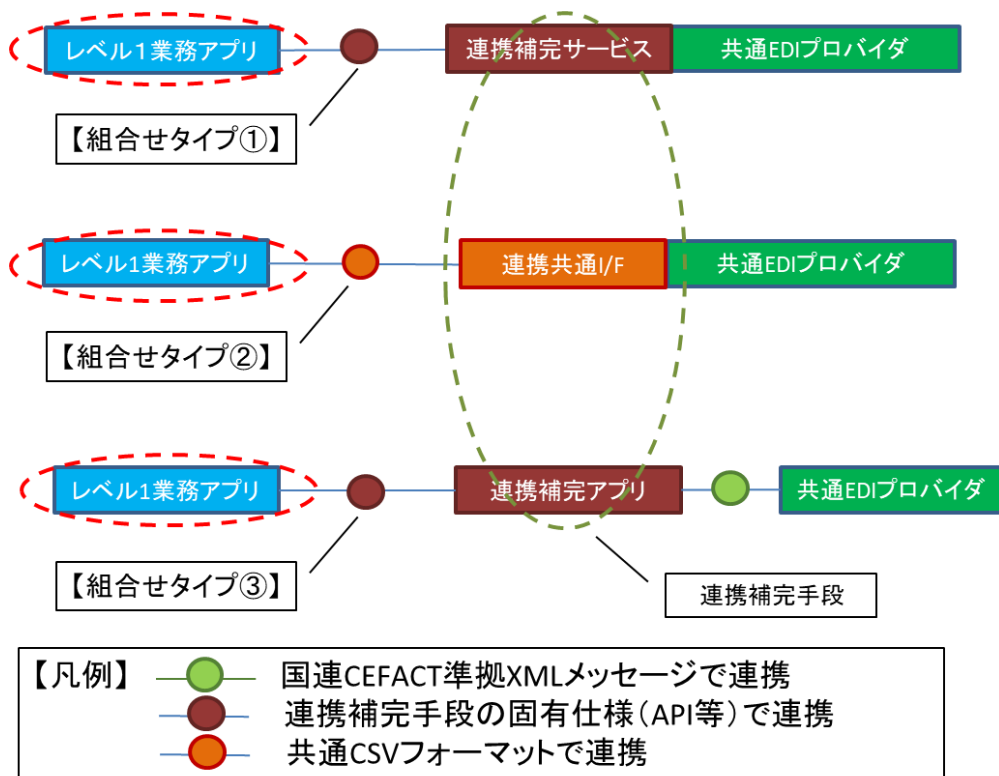


図 2-7 レベル1 業務アプリの相互連携組合せタイプの類型

3. 相互連携性仕様の全体構成

中小企業共通 EDI 標準は異なる業務アプリ間の EDI 文書交換について業務アプリ、および共通 EDI プロバイダが備えるべき「相互連携性仕様」に関する要件の規定である。相互連携性実現の必要要件は多様なので、次に示す区分で規定する。

業務アプリ間で事前協議なしに相互連携を実現することはできないが、事前協議が少なくて済む実用レベルの相互連携を実現するに必要な、業務アプリや共通 EDI プロバイダが備えるべき最小限の規定を行うこととした。

● 相互連携性仕様の全体構成

- 相互連携メッセージ仕様<標準 ver.2 より引継ぎ>
共通 EDI プロバイダと業務アプリが備えるべき相互連携性実現に必要な取引プロセスと EDI メッセージ・情報項目の要件を規定
- 相互連携通信仕様（連携通信仕様）<標準 ver.3 で新設>
共通 EDI 構成要素の備えるべき通信手段と EDI 文書の要件を規定
 - ① 共通 EDI プロバイダ間の通信手段と EDI 文書を規定
 - ② 共通 EDI プロバイダと業務アプリとの通信手段と EDI 文書を規定
- 相互連携実装仕様<標準 ver.3 で新設>
業務アプリと共通 EDI プロバイダが実用レベルの相互連携性を実現するために備えるべき実装要件（上記の連携メッセージ仕様と連携通信仕様を除く）を規定
 - ① 情報項目マッピングとフォーマット変換
 - ② EDI データ属性等の変換
 - ③ 送受信 EDI データの UI 機能（送受信 UI 機能）
 - ④ 識別コード<標準 ver.3 では実装任意>

3. 1. 相互連携メッセージ仕様

共通 EDI プロバイダと業務アプリの相互連携メッセージ仕様の実装必須要件は以下による。業務アプリの必須実装要件は取引に必要な最小限の情報項目を規定している。

●相互連携メッセージ仕様の必須要件

- ① 業務アプリ：選択した取引プロセスの EDI メッセージの実装。情報項目については各 EDI メッセージが規定する必須情報項目の実装が必要。
→詳細は<付表 1>参照
- ② 共通 EDI プロバイダ：選択した取引プロセスの EDI メッセージの実装。情報項目については各 EDI メッセージが規定する全情報項目が対象。
→詳細は<付表 2>参照

取引プロセスは中小企業共通 EDI ドメインについて製造業、流通業、建設業の汎用的な中小企業通常取引を対象として見積依頼、見積回答、注文、注文回答、出荷案内、検収、請求、支払通知の 8 つの取引プロセスのメッセージ（以下、中小通常取引メッセージという）を標準化している。中小通常取引メッセージはこれらの業種で通常利用されている帳票に記載された情報項目を、業種を超えて集約し、中小通常取引 EDI メッセージとして一つのメッセージに組込んで策定している。

また中小カンバン取引プロセスに対応する中小カンバン取引メッセージとして需要予測メッセージと納入指示メッセージが標準化されている。

詳細は＜付表 1＞中小企業共通 EDI 標準仕様情報項目表 ver.3＜付表 2＞中小企業共通 EDI 標準メッセージ辞書・BIE 表 ver.3、並びに中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

標準仕様書 ver.3 で規定した中小通常取引プロセスの共通 EDI メッセージと情報項目の標準化の範囲を図 3.1 に示す。

中小企業共通EDI標準ver.3 中小通常取引プロセス・メッセージ・情報項目									
取引プロセス	中小通常取引プロセス	見積		注文		出荷	検収	請求	支払通知
	中小通常取引メッセージ	見積依頼	見積回答	注文	注文回答	出荷案内	検収	請求	支払通知
情報項目	業務アプリの必須実装情報項目	12	17	16	18	16	20	20	19
	プロバイダの必須実装情報項目	106	146	165	174	132	89	107	110

図 3.1. 中小通常取引プロセスのメッセージと情報項目の標準化内容

3. 2. 相互連携通信仕様（連携通信仕様）

3. 2. 1. 共通 EDI プロバイダ間連携のための連携通信仕様

共通 EDI プロバイダは多プロバイダ問題の発生を防止するため、次のいずれかの連携通信手段を、他の共通 EDI プロバイダとの連携のために提供することを必須要件とする。

提供する連携通信手段を次に示す。

規定の詳細は 5. 1 項、および中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

多プロバイダ問題については中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

●共通 EDI プロバイダ間連携のための連携通信仕様

① 通信手段

共通 EDI プロバイダは次のいずれかのプロトコルを実装して相互に連携する。

A) 「ESP 間連携プロトコル」による連携

中小企業庁「中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業」（平成 29 年度補正予算）で実証検証された「ESP 間連携プロトコル」による連携

B) 共通 EDI プロバイダの二者間で合意したプロトコルによる連携

相互連携する共通 EDI プロバイダが協議し、両者が合意した EDI プロトコル（以下、合意プロトコルという）による連携。ただし当該合意プロトコルによる連携は 5. 1. 2. 項で規定する機能を提供しなければならない。

② EDI 文書

共通 EDI プロバイダは国連 CEFAC 標準に準拠した 5. 1 項に規定する XML フォーマットの EDI 文書を相互に交換する

3. 2. 2. 共通 EDI プロバイダが業務アプリと連携する連携通信仕様

共通 EDI プロバイダは次の連携通信手段を業務アプリへ提供しなければならない。

●共通 EDI プロバイダと業務アプリが連携するための要件

共通 EDI プロバイダは下記の連携通信手段のすべて、またはいずれかを提供する。

(1) レベル 2 業務アプリとの連携

(2) レベル 1 業務アプリとの連携

共通 EDI プロバイダは次のいずれかの連携通信手段を提供しなければならない

A) 共通 EDI プロバイダが連携補完サービスを提供して連携

B) 連携共通 I/F による CSV 連携

C) 連携補完アプリ経由で連携

A) 項の連携補完サービスについては 5. 2 項を参照されたい。

B) 項の連携共通 I/F は共通 EDI プロバイダが提供する連携補完サービスの 1 つである。詳細は 10 章を参照されたい。

C) 項の連携補完アプリについては第 9 章を参照されたい。

3. 3. 相互連携実装仕様

業務アプリ間の EDI 文書交換に必要な、相互連携メッセージ仕様、相互連携通信仕様以外の要件を相互連携実装仕様と定義する。

3. 3. 1. 情報項目マッピングとフォーマット変換

1 件の EDI データは複数の情報項目の集合体であり、EDI メッセージに組み立てて、EDI

文書として送受信される。複数の EDI データを 1 つの EDI 文書にまとめて送受信することも可能である。

中小企業共通 EDI 標準は異なる業務アプリ間で EDI 文書交換を可能とするために、国連 CEFACT 共通辞書から抽出した情報項目をベースに共通 EDI メッセージを策定した。

業務アプリの情報項目は固有の定義で意味付けされているので、これをそのまま EDI 文書として送信しても受信側の業務アプリはその意味を理解できない。この問題は、送信者と受信者の業務アプリの固有情報項目をそれぞれ共通 EDI メッセージの情報項目へ対応付け（以下、マッピングという）して相互に変換し、EDI 文書として交換することにより解決している。

情報項目は EDI メッセージとしてフォーマット形式に組み立てて EDI 文書として送受信される。発信者の業務アプリから送信される EDI 文書のフォーマットと、受信者の業務アプリが受信できる EDI 文書のフォーマットは通常異なるので、フォーマット変換しなければ業務アプリ間の相互連携はできない。マッピング機能とフォーマット変換は、共通 EDI プロバイダ、業務アプリ、連携補完アプリのいずれかが担当することになる。どこで担当するかは業務アプリのタイプにより異なり、第 5 章の規定に従い実装される。

3. 3. 2. EDI データ属性の必須実装要件

EDI 情報項目のデータは属性（以下、EDI データ属性という）を持つので、異なる属性のまま EDI 送受信すると文字化けを引き起こす。

業務アプリがエクスポート、インポートする EDI 文書が相互連携性を確保するためには、以下の EDI データ属性等について、発信者の業務アプリの固有属性仕様を、受信者の業務アプリの固有属性仕様に変換する処理が必要である。

EDI データ属性等の変換は共通 EDI プロバイダ、業務アプリ、連携補完アプリのいずれかが担当することになる。どこで担当するかは業務アプリのタイプにより異なり、第 5 章の規定に従い実装される。

● 変換を必須とする情報項目属性

- ① 文字コード
- ② 日付・時刻書式

3. 3. 3. 送受信 EDI データの UI 機能（送受信 UI 機能）

中小企業共通 EDI は、これまでの中小企業の FAX 取引をそのまま EDI 取引への置き換えを狙いとして策定されている。FAX 注文では受信した FAX へ注文請け回答を手書きして返信する手順が一般的に行われている。この手順を受注者が EDI で実行するためには注文受信画面と注文回答入力・返信を行うユーザー・インターフェース（以下、UI という

）画面が必要になる。発注者には注文回答の受信を行う UI 画面が必要になる。このよう

な送受信された EDI データを可視化して、入出力操作を行うための機能（以下、送受信 UI 機能という）はこれまで販売されてきた購買管理アプリや、販売管理アプリは備えていない。これらの不足する送受信 UI 機能の補完が EDI 化には不可欠であり、レベル 1 業務アプリには送受信 UI 機能を提供する外部の連携補完手段と組合せることで対応することとした。

今後商品化されるレベル 2 業務アプリは、これらの送受信 UI 機能をあらかじめ組み込んで商品化することが求められている。

3. 3. 4. 識別コード

取引プロセスについては新規注文のほかに注文変更や注文取消などの非正規取引手順が日常的・汎用的に行われている。これまでの紙注文書によるアナログ取引では、これらの非正規取引手順はアナログ情報を人が判断し処理してきた。このような汎用的な非正規取引手順を業務アプリに人手を介さず識別させるためには、これらの多様な取引手順を定義したコード（以下、識別コードという）が必要になる。

このような識別コードは業界 EDI 標準ごとに規定されており、中小企業共通 EDI では共通定義が必要な識別コードについて共通 EDI コード表を中小企業共通 EDI ガイドブックの付表 1 として提供している。しかしこれらの業界ごとに異なる識別コードを相互に変換する手順ははまだ共通化されていない。

紙帳票によるアナログ取引データ交換を EDI によるデジタル取引データ交換に移行する際には、前述のような必ず実装しなければ取引に支障をきたす識別コードがある。識別コードの交換にはコードの意味の共通定義を行い、業務アプリ間で間違いなく交換できるようにする共通標準化が必要であるが標準 ver.3 ではまだ規定しておらず、共通 EDI コード表は実装任意の参考資料の位置づけである。

また中小企業が一般的に利用している既存のレベル 1 業務アプリには、このような識別コードが実装されていない場合が多いので、EDI 取引に必須の識別コードについては外部の連携補完手段で補う必要がある。次回の中小企業共通 EDI 標準バージョンアップでは標準化の検討対象となるので、レベル 2 業務アプリや連携補完手段には早期の実装が期待されている。

中小企業共通 EDI の共通 EDI コード表についての詳細は中小企業共通 EDI ガイドブック、およびガイドブック付表 1 を参照されたい。

4. レベル1 業務アプリの相互連携性に関する必須要件

レベル1 業務アプリは共通 EDI と連携する機能は備えていないが、EDI 文書をインポート、エクスポートする機能を備えている場合、もしくは EDI 文書の取出し機能／取込み機能を改造して付加する場合は、外部の連携補完手段と組み合わせることにより、中小企業共通 EDI が規定する相互連携性を確保することができる。

レベル1 業務アプリが共通 EDI プロバイダと連携するための必須要件を次に示す。

4. 1. レベル1 業務アプリが共通 EDI プロバイダと連携する連携手段の必須要件

レベル1 業務アプリが共通 EDI と連携するための要件は次による

●レベル1 業務アプリが共通 EDI プロバイダと連携するための必須要件

レベル1 業務アプリは共通 EDI プロバイダと連携するために、以下のいずれかの連携補完手段との組合せを選択して連携する。

- A) レベル1 業務アプリと、共通 EDI プロバイダの連携補完サービスとの組み合わせ
- B) レベル1 業務アプリと、共通 EDI プロバイダの連携共通 I/F との組み合わせ
- C) レベル1 業務アプリと、連携補完アプリとの組み合わせ

4. 2. 連携補完手段の相互連携性に関する要件

(1) 連携補完サービス、連携共通 I/F の要件

共通 EDI プロバイダがレベル1 業務アプリに提供する連携補完サービス、および連携共通 I/F の連携補完機能の要件は次による。

●共通 EDI プロバイダが提供する連携補完機能の要件

- ① レベル1 業務アプリと共通 EDI プロバイダ間の連携通信機能
- ② レベル1 業務アプリに不足する 3. 3 項に示す相互連携性を補完する連携実装機能

(2) 連携補完アプリの相互連携性に関する要件

連携補完アプリがレベル1 業務アプリに提供する連携補完機能の要件は次による。

●連携補完アプリが提供する連携補完機能の要件

- ① 共通 EDI プロバイダとの連携通信機能
- ② レベル1 業務アプリとの連携通信機能
- ③ レベル1 業務アプリに不足する 3. 3 項に示す相互連携性を補完する連携実装機能

5. 共通 EDI プロバイダの相互連携性仕様

共通 EDI プロバイダは本章の規定に従い実装しなければならない。

5. 1. 共通 EDI プロバイダ間の連携仕様

5. 1. 1. 相互連携メッセージ仕様

共通 EDI プロバイダ間で交換する相互連携メッセージ仕様は以下の仕様でなければならない。

(1) EDI メッセージと情報項目の実装

共通 EDI プロバイダは相互連携性サービス提供のために、中小企業共通 EDI 標準が取引プロセスごとに規定している EDI メッセージのすべての情報項目を実装し、送受信できるようにしなければならない。ただし取引プロセスは選択して実装することができる。共通 EDI プロバイダはサービス提供が可能な取引プロセスを公表しなければならない。

前記の EDI メッセージは国連 CEFAC 準拠の中小企業共通 EDI 標準 XML フォーマットとし、EDI 文書として送受信しなければならない。これを共通 EDI メッセージと定義する。

共通 EDI メッセージの XML スキーマについては XML スキーマ生成ツールが SIPS より提供されている。詳細は中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

(2) EDI メッセージの情報項目データ属性

共通 EDI プロバイダ間で送受信する共通 EDI メッセージは、情報項目データ属性を 7. 4 項の規定に従い実装しなければならない。

(3) メッセージのバージョンの明示

共通 EDI メッセージは今後継続してバージョンアップされるので、共通 EDI プロバイダはユーザーに対応するバージョンを明示してサービスを提供しなければならない。

5. 1. 2. 共通 EDI プロバイダ間の相互連携通信仕様

(1) 通信手段

共通 EDI プロバイダ間は次のいずれかのプロトコルで連携する。

A) ESP 連携プロトコルによる連携

共通 EDI プロバイダは中小企業庁「中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業」（平成 29 年度補正予算）で実証検証された「ESP 間連携プロトコル」を実装して相互に連携する。「ESP 連携プロトコル」については中小企業共通 EDI ガイドブックを参照されたい。

「ESP 間連携プロトコル」の仕様は以下の URL で公開されている。

<https://www.nttdata-strategy.com/h29chushokigyo/kobo.html>

B) 合意プロトコルによる連携

共通 EDI プロバイダは連携する二者間で協議して合意した EDI プロトコル（以下、合意プロトコルという）で連携することができる。JX 手順など標準化された EDI プ

ロトコルの利用が推奨される。

共通 EDI プロバイダ間で交換する EDI 文書は 5. 1. 1 項に規定する共通 EDI メッセージでなければならない。

合意プロトコルは次の機能を提供しなければならない。

- ① 共通 EDI プロバイダ間通信機能
- ② 送信先振分け機能
- ③ 送信先認証機能
- ④ 送達確認機能
- ⑤ エラー通知機能

(2) EDI 文書

発信者、または受信者の固有 EDI 文書を共通 EDI プロバイダ間で送受信する場合の EDI 文書は共通 EDI メッセージで送受信しなければならない。

5. 2. 共通 EDI プロバイダとレベル 2 業務アプリ間の連携仕様

共通 EDI プロバイダはレベル 2 業務アプリと下記に示す連携手段を提供しなければならない。

5. 2. 1. 相互連携メッセージ仕様

共通 EDI プロバイダはレベル 2 業務アプリと次に示すいずれかのメッセージ仕様で連携しなければならない。レベル 2 業務アプリは 7 章に規定する相互連携性仕様が適用された EDI 文書を入出力するので、共通 EDI プロバイダと事前協議なしで連携できる。

- A) 5. 1. 1 項に規定する共通 EDI メッセージによる連携
- B) 10. 3. 4 項に規定する共通 CSV フォーマットのメッセージによる連携

5. 2. 2. 相互連携通信仕様

(1) 通信手段

レベル 2 業務アプリと共通 EDI プロバイダ間のプロトコルはまだ標準化されていないので、当面は共通 EDI プロバイダが提供する通信手段を利用して個別に連携を行うことになる。

連携共通 I/F サービスを提供する共通 EDI プロバイダについては共通 CSV フォーマットの EDI 文書をレベル 2 業務アプリ間で交換することができる。

共通 EDI プロバイダの固有通信手段による接続は両者間の協議により連携仕様を確定する。共通 EDI プロバイダの固有通信手段は次の機能を備えなければならない。

- ① 共通 EDI プロバイダと業務アプリ間の通信機能
- ② クライアント認証機能

共通 EDI プロバイダは提供する通信手段の仕様を公開し、通信プロトコルを明示し

なければならない。

(2) EDI 文書

発信者、または受信者の EDI 文書を共通 EDI プロバイダとの間で送受信する場合は EDI 文書を 5. 2. 1 項に示す EDI メッセージで送受信しなければならない。

5. 2. 3. 相互連携実装仕様

レベル 2 業務アプリは 7 章に規定する連携実装仕様の EDI 文書を入出力しなければならない。従って共通 EDI プロバイダは連携補完手段を利用することなく、直接レベル 2 業務アプリと連携できる。

5. 3. レベル 1 業務アプリへ提供する連携補完手段

レベル 1 業務アプリとの連携機能を提供する共通 EDI プロバイダは次のいずれかの連携補完手段を提供する。

A) 連携補完サービスによる連携

共通 EDI プロバイダは API 等の固有連携手段による連携補完サービスをレベル 1 業務アプリへ提供し連携する。連携補完サービスはレベル 1 業務アプリ固有 EDI 文書の相互連携実現のために 5. 4 項に規定する連携実装仕様を提供しなければならない。連携実装仕様の詳細は両者間の協議により確定する。

共通 EDI プロバイダは連携補完サービスの提供の有無を明示しなければならない。

B) 連携共通 I/F による連携

レベル 1 業務アプリのユーザーに中小企業共通 EDI へ簡易な手順で参加してもらう手段として CSV 連携用の連携共通 I/F 仕様が策定されている。

共通 EDI プロバイダは連携共通 I/F を実装してサービス提供することができる。連携共通 I/F の仕様詳細は 5. 5 項及び第 10 章に示す。ただし連携共通 I/F を利用して連携する CSV は第 10 章に示す共通 CSV フォーマットでなければならない。レベル 1 業務アプリの固有 CSV フォーマットで共通 EDI プロバイダと連携する場合は、A) 項に規定する固有連携手段を利用する。

共通 EDI プロバイダは CSV 文書の相互連携性仕様実現のために 5. 5 項に規定する連携補完機能を提供しなければならない。

共通 EDI プロバイダは連携共通 I/F の提供の有無を明示しなければならない。

C) 連携補完アプリ経由で連携

共通 EDI プロバイダは連携補完アプリ経由でレベル 1 業務アプリと連携できる。連携補完アプリは共通 EDI プロバイダから見ればレベル 2 業務アプリと見做されるので、5. 2. 1 項の規定により共通 EDI プロバイダと連携する。

連携補完アプリはレベル 1 業務アプリとの連携補完機能として共通 EDI プロバイ

ダの連携補完サービスと同じ連携補完機能を備えているので、共通 EDI プロバイダは連携補完アプリとレベル 2 業務アプリと同等の連携仕様で接続するだけでレベル 1 業務アプリと連携できる。

5. 4. 共通 EDI プロバイダの連携補完サービスが提供する相互連携実装仕様

レベル 1 業務アプリは相互連携性仕様を備えていないので、レベル 1 業務アプリと API 等の固有連携手段で連携する共通 EDI プロバイダは本項に規定する連携実装仕様に関する連携補完サービスを提供しなければならない。

5. 4. 1. マッピング機能とフォーマット変換機能

マッピング機能とフォーマット変換機能を備えていないレベル 1 業務アプリと連携するために、発信者の業務アプリの固有情報項目を共通 EDI 情報項目へマッピングしてフォーマット化し、受注者の業務アプリが取込み可能なフォーマットの固有情報項目へマッピングして再変換する機能を共通 EDI プロバイダは連携補完サービスとして提供しなければならない。

共通 EDI プロバイダがレベル 1 業務アプリへ固有通信手段を提供している場合は、マッピング機能とフォーマット変換機能を共通 EDI プロバイダとレベル 1 業務アプリのいずれで担当するかは、当事者間の協議による。

5. 4. 2. EDI データ属性等変換機能

EDI データ属性等変換機能を実装していないレベル 1 業務アプリと連携するために、発信者のレベル 1 業務アプリの固有 EDI データ属性を受信者のレベル 1 業務アプリが受信できる固有 EDI データ属性へ変換する機能を共通 EDI プロバイダは連携補完サービスとして提供しなければならない。

共通 EDI プロバイダがレベル 1 業務アプリへ固有通信手段を提供している場合は、EDI データ属性等変換機能を共通 EDI プロバイダとレベル 1 業務アプリのいずれで担当するかは、当事者間の協議による。

●変換が必要な EDI データ属性等

- ① 文字コード変換
- ② 日付・時刻書式変換

5. 4. 3. 送受信 UI 機能

レベル 1 業務アプリは EDI 利用を想定していないので、EDI 送受信データをユーザーが確認し、操作するための機能を外部で補完しなければならない。共通 EDI プロバイダは例えば注文情報と注文回答情報について、次の送受信 UI 機能を提供しなければならない。

(1) 受注者に提供する送受信 UI 機能

レベル 1 業務アプリ利用の受注者には、注文情報を受注者が受信し、表示確認するための手段の提供が必要である。

さらに注文回答を行うための回答データ入力機能と、注文回答を返信する機能の提供が必要になる。

(2) 発注者に提供する送受信 UI 機能

レベル 1 業務アプリは注文回答情報を発注者が受信し表示する手段を備えていないので、共通 EDI プロバイダはこれらの不足する機能を補完するサービスを提供しなければならない。

レベル 1 業務アプリと連携する共通 EDI プロバイダはサービス提供している取引プロセスについて、発注者と受注者向けに同様の送受信 UI 機能を連携補完サービスとして提供しなければならない。送受信 UI 機能の実装仕様は共通 EDI プロバイダに任されている。共通 EDI プロバイダはサービス提供している送受信 UI 機能を明示しなければならない。

5. 4. 4. 識別コード

共通 EDI コード表は標準 ver.3 では、中小企業共通 EDI ガイドブックに参考資料として提示されており、その実装は任意である。ただし次期バージョンアップでは必須とすべき識別コードが示されており、これらの識別コード変換サービスの早期提供が期待されている。

5. 5. 共通 EDI プロバイダが提供する連携共通 I/F が補完する連携実装仕様

共通 EDI プロバイダはレベル 1 業務アプリと CSV 連携するために 10 章に規定する連携共通 I/F を提供することができる。連携共通 I/F を提供する共通 EDI プロバイダはレベル 1 業務アプリに不足する機能を補完するサービスとして、次に規定する連携実装仕様を提供しなければならない。

5. 5. 1. マッピング機能とフォーマット変換機能

連携共通 I/F が入出力する CSV データは、マッピングとフォーマット変換が必要になるので、連携共通 I/F エージェントと共通 EDI プロバイダのいずれかが分担してサービスを提供しなければならない。機能の分担方法は共通 EDI プロバイダに任されている。

5. 5. 2. EDI データ属性等変換機能

連携共通 I/F が入出力する CSV データは、業務アプリ固有のデータ属性を備えているので、発信者のレベル 1 業務アプリの固有 EDI データ属性を受信者のレベル 1 業務アプリが

受信できる固有 EDI データ属性へ変換する機能を共通 EDI プロバイダがサービスとして提供しなければならない。

●変換が必要な EDI データ属性

- ① 文字コード変換
- ② 日付・時刻書式変換

5. 5. 3. 送受信 UI 機能

連携共通 I/F を提供する共通 EDI プロバイダはサービス提供している取引プロセスについて、発注者と受注者向けに送受信 UI 機能を連携補完サービスとして提供しなければならない。送受信 UI 機能の実装仕様は共通 EDI プロバイダに任されている。共通 EDI プロバイダはサービス提供している送受信 UI 機能を明示しなければならない。

5. 5. 4. 識別コード

共通 EDI コード表は標準 ver.3 では、中小企業共通 EDI ガイドブックに参考資料として提示されており、その実装は任意である。ただし次期バージョンアップでは必須とすべき識別コードが示されており、これらの識別コード変換サービスの早期提供が期待されている。

5. 6. 共通 EDI プロバイダと連携補完アプリとの相互連携仕様

連携補完アプリは共通 EDI プロバイダから見ればレベル 2 業務アプリと同じ機能で連携する IT ツールである。従って連携仕様は 5. 2. 1 項に規定のレベル 2 業務アプリの記載を連携補完アプリと読み替えて適用する。

5. 7. ユーザーへ EDI 送受信の確認情報提供

(1) 送達確認情報

共通 EDI プロバイダは送信された EDI 文書が受信者へ着信したことを示す送達確認情報を発信者へ提供しなければならない。

具体的には受信者が EDI 文書をダウンロード、または画面上で照会したことを着信とみなす。

(2) エラー情報

共通 EDI プロバイダは送信者が送信した EDI 文書が受信者へ着信しなかった場合にエラー情報を発信者へ提供しなければならない。

(3) 確認情報の提供手段と明示

共通 EDI プロバイダは情報提供手段を明示しなければならない。

6. 共通 EDI プロバイダが備えるべきユーザー便利サービス

共通 EDI プロバイダは業務アプリ間の相互連携を実現するためのサービス提供が主要な機能であるが、ユーザーが中小企業共通 EDI を利用する際に便利となるサービスの提供が併せて期待されている。これらの便利サービスの実装は任意であるが、提供するサービスを明示しなければならない。

6. 1. 付加ファイル送受信機能

共通 EDI プロバイダは、送信する EDI メッセージに、取引に付随する図面、仕様書などの付加ファイルを直接または URL 指定を情報項目に格納して情報を送達するサービスを提供することができる。付加ファイルの送信方式は以下の 2 方式があり、このサービスを提供する場合は、いずれの方式の提供が可能であることを明示しなければならない。

(1) 付加ファイルを直接 EDI メッセージに添付する方式

この方式は共通 EDI プロバイダと連携する業務アプリが付加ファイルを添付して送受信するサービス機能を備えている場合に利用が可能になる。従って、このサービスを利用できる業務アプリを明示しなければならない。

付加ファイルを直接添付した EDI メッセージを受信できない業務アプリを利用している受信者のために、共通 EDI プロバイダが付加ファイルを管理するサイトを提供することができる。

共通 EDI プロバイダは上記受信者宛て付加ファイルを直接添付した EDI メッセージの受信時に、この管理サイトへ添付ファイルを格納する。受信した EDI メッセージを受信者へ送信時に、格納した管理サイトの URL を EDI メッセージに追記して送信する。

共通 EDI プロバイダはこの補完サービス提供の有無を明示しなければならない。

(2) 付加ファイルを保存する URL を EDI 文書で送信する方式

この方式は送信 EDI メッセージに添付ファイルを保存する URL を書き込み送信するだけなので、発信者、受信者の業務アプリには付加ファイル添付機能を必要としない。代わりに発信者は付加ファイルを管理するサイトの提供が必要になるため、付加ファイルを管理するサイトの使い方を明示しなければならない。

付加ファイルを添付して送受信するサービス機能を備えていない業務アプリを利用し、付加ファイルを管理するサイトを提供できない発信者のために、共通 EDI プロバイダが付加ファイルを管理するサイトを提供することができる。

発信者はこのサイトへ付加ファイルをアップロードして格納し、このサイトの格納 URL を送信 EDI メッセージに紐付け記載して送信する。共通 EDI プロバイダはこの補完サービス提供の有無を明示しなければならない。

6. 2. 発信者帳票の印刷サービス

中小企業取引では、紙注文書が永年にわたり利用されてきたため、一挙にこれを無くす

ことに対する抵抗も大きく、商取引の帳票保存義務の観点からも当分は紙注文書に対するニーズが継続すると予想される。納品書についても出荷物確認のための紙帳票が将来とも必要になる。納品書についてはバーコードや QR コードを付加することにより発注者の受領検品業務の生産性向上の取組みが進められている。

EDI を導入すると注文書や納品書を送信者の指定帳票フォーマットで受け渡しするためには、受信者が印刷出力しなければならない。共通 EDI プロバイダは受信者の汎用プリンタで発信者帳票を印刷する機能を提供することが望ましい。共通 EDI プロバイダは、このサービスの提供の有無を明示しなければならない。

6. 3. EDI 文書保存サービス

(1) 一般的な保存サービス

共通 EDI プロバイダは送信者から送信された EDI 文書を一定期間保存し、検索して確認できるサービスを送信者、受信者に提供しなければならない。EDI 文書保存期間を明示しなければならない。

(2) 電子帳簿保存法に適合する保存サービス

共通 EDI プロバイダは電子帳簿保存法に適合する EDI 文書保存サービスを提供することができる。このサービス提供の有無を明示しなければならない。

6. 4. EDI 文書新着連絡サービス

共通 EDI プロバイダは、送信者が EDI 文書を送信したことを受信者に連絡する機能を提供することが望ましい。共通 EDI プロバイダは、このサービスの提供の有無を明示しなければならない。このサービスを提供する場合は連絡手段を明示しなければならない。

この機能は取引頻度が少ない受注者が、共通 EDI プロバイダの受信ボックスに EDI 文書が着信していることを見落とさないようにするためのサービス機能である。これを実現する手段は電子メールを利用するケースが多いが、着信伝達方法は共通 EDI プロバイダに任されている。

6. 5. サービス提供条件

共通 EDI プロバイダはサービス提供する稼動時間等（無停止、保守時間帯設定あり等）のサービス提供条件について、利用者に明示しなければならない。

7. レベル2 業務アプリの相互連携性仕様

中小企業共通 EDI と連携するレベル2 業務アプリは本章の規定に従わなければならない。

なお、レベル2 業務アプリとレベル1 業務アプリに共通する規定は一括して業務アプリと記載している。

7. 1. 業務アプリの相互連携メッセージ仕様

7. 1. 1. 業務アプリがサービス提供する取引プロセスと EDI メッセージ

業務アプリは中小企業共通 EDI 標準が規定する取引プロセスのサービスを提供しなければならない。ただしすべての取引プロセスのサービスを実装する必要はなく、選択した取引プロセスのサービスを提供すればよい。

中小企業共通 EDI 標準が規定する取引プロセスと EDI メッセージは本標準仕様書の<付表2>中小企業共通 EDI 標準メッセージ辞書・BIE 表 ver.3 に示されている。送受信する EDI 文書は選択した取引プロセスの EDI メッセージを実装する。

業務アプリはサービス提供可能な取引プロセスを明示しなければならない。

7. 1. 2. 業務アプリがサービス提供する情報項目

中小企業共通 EDI 標準は取引プロセスごとに共通 EDI メッセージ、および情報項目を規定している。情報項目は次の2段階に区分されている。

- ① 実装必須の情報項目
- ② 実装任意の情報項目

業務アプリはサービス提供する取引プロセスについては以下の規定に従わなければならない。実装必須の情報項目は取引に利用される最小限の情報項目を規定しており、中小企業共通 EDI プロバイダと連携する業務アプリは、サービス提供する取引プロセスの EDI メッセージについて実装必須の情報項目を全て実装しなければならない。

実装任意の情報項目は取引において必須ではないが、ユーザーにとって便利であり利用頻度が高い取引手順に対応する情報項目を組込んでいる。業務アプリは実装任意の情報項目を選択実装してサービスを提供することができる。

ただし、ユーザーが利用できる実装任意の情報項目名を明示しなければならない。

7. 1. 3. 共通 EDI メッセージのバージョンの明示

共通 EDI メッセージは今後継続してバージョンアップされるので、レベル2 業務アプリはユーザーにバージョンを明示してサービスを提供しなければならない。

7. 2. レベル2 業務アプリの相互連携通信仕様

(1) 通信手段

レベル2 業務アプリと共通 EDI プロバイダ間のプロトコルはまだ標準化されていないので、当面は共通 EDI プロバイダが提供する通信手段で個別に連携を行うことになる。

共通 EDI プロバイダが提供する通信手段による接続は両者間の協議により連携仕様を確定する。レベル 2 業務アプリは連携する共通 EDI プロバイダ名と連携通信方式を明示しなければならない。

(2) EDI 文書

レベル 2 業務アプリが共通 EDI プロバイダと直接連携する EDI 文書は、次のいずれかのメッセージ仕様で連携しなければならない。

- A) 5. 1. 1 項に規定する共通 EDI メッセージによる連携
- B) 10. 3. 4 項に規定する共通 CSV フォーマットのメッセージによる連携

7. 3. レベル 2 業務アプリの相互連携実装仕様

7. 3. 1. EDI メッセージのフォーマットとマッピング機能

発信者、または受信者のレベル 2 業務アプリは入出力する EDI 文書が共通 EDI メッセージの場合、レベル 2 業務アプリ内部の情報項目の定義が共通 EDI メッセージの情報項目の定義と異なる場合は、レベル 2 業務アプリ内でマッピングが必要になる。

EDI 文書が共通 CSV フォーマットの場合は、連携共通 I/F を利用すればマッピング機能は共通 EDI プロバイダが提供するので、レベル 2 業務アプリ内部でマッピングを行う必要はない。

7. 3. 2. EDI メッセージ情報項目の EDI データ属性必須実装仕様

レベル 2 業務アプリが入出力する EDI 文書の共通 EDI メッセージ情報項目の EDI データ属性等は、以下に規定する仕様でなければならない。

(1) 文字コード属性

EDI 文書交換における「文字化け」の発生を防止するために、中小企業共通 EDI は利用できる文字範囲と符号化形式を以下のように定める。

① 符号化形式

UTF-8 とする

② 使用可能な文字範囲

Unicode2.0 に含まれる、JIS X 0201、JIS X 0208、JIS X 0212 を使用範囲とする。JIS X 0213 の文字を利用する場合は、Unicode3.0 に含まれマッピングが可能な文字のみ、利用可能とする。

レベル 2 業務アプリは上記の仕様の文字コード属性で EDI 文書を入出力しなければならない。

(2) EDI データの日付・時刻書式属性

共通 EDI データの日付・時刻書式は XML スキーマの規定する日付・時刻書式とする。具体的には以下の様式である。

★XML スキーマの日付・時刻書式

- ・日付データ型：YYYY-MM-DD
- ・時刻データ型：hh:mm:ss
- ・DateTime データ型：YYYY-MM-DDThh:mm:ss

レベル2 業務アプリは EDI 文書を上記の仕様の日付・時刻書式属性で入出力しなければならない。

(3) EDI データの桁数属性

国連 CEFAC 社のインターネット EDI 標準は、XML スキーマにおいて文字列長を規定していないため、送信 EDI データの桁数について固定長 EDI のようなデータ桁数の制約はない。しかし、発信者と受信者の業務アプリは、情報項目の桁数がそれぞれ独自に設定されている。このため発信者が送信したデータ桁数が受信者の業務アプリの情報項目の格納可能桁数を超える場合には、受信者は一部のデータを受け取れないことが起こり得る。

従って EDI データの桁数については、発信者と受信者が事前に協議しておかなければならない。この手間を減らすために業務アプリはエクスポート、インポートする EDI データの情報項目桁数を公開しなければならない。

7. 3. 3. 送受信 UI 機能

これまでの販売管理アプリや購買管理アプリは EDI 連携を想定していないので、送受信する EDI データを可視化し、送受信の操作をするための UI 画面が必要になる。レベル2 業務アプリは外部の連携補完手段を利用せず、直接共通 EDI プロバイダと連携することを前提としているので EDI データの可視化と送受信操作のための送受信 UI 機能を実装しなければならない。

送受信 UI 機能の実装仕様はレベル2 業務アプリに任されている。レベル2 業務アプリはサービス提供している送受信 UI 機能を明示しなければならない。

7. 3. 4. 識別コード

共通 EDI コード表は標準 ver.3 では中小企業共通 EDI ガイドブックに参考資料として示されており、その実装は任意である。ただし次期バージョンアップで必須とすべき識別コードが示されており、新規に開発するレベル2 業務アプリはこれらの識別コードの実装が期待されている。レベル2 業務アプリは実装している識別コードを明示しなければならない。

7. 4. 付加ファイルの送受信対応

レベル2 業務アプリは、送信する EDI 文書に、取引に付随する図面、仕様書などの付加ファイルに関する情報を送達するサービスを提供することができる。付加ファイルの送受信方式は以下の2 方式がある。レベル2 業務アプリが付加ファイル送受信サービスを提供する場合は、いずれの方式の提供が可能であることを明示しなければならない。

- A) 付加ファイルを直接 EDI 文書に添付する方式

この方式はレベル 2 業務アプリが連携する共通 EDI プロバイダが付加ファイルを添付して送受信するサービス機能を提供している場合に利用が可能になる。従って、このサービスを利用する連携先共通 EDI プロバイダ名を明示しなければならない。

① 送信用レベル 2 業務アプリの付加ファイル添付送信機能

送信用レベル 2 業務アプリは付加ファイルを直接 EDI メッセージに添付して送信する機能を提供することができる。送信用レベル 2 業務アプリは当該送信機能の有無を明示しなければならない。

② 受信用レベル 2 業務アプリの付加ファイル添付受信機能

受信用レベル 2 業務アプリは付加ファイルを直接 EDI 文書に添付して受信する機能を提供することができる。受信用レベル 2 業務アプリは当該受信機能の有無を明示しなければならない。

レベル 2 業務アプリが付加ファイル添付機能を備えていない場合は、付加ファイル添付機能を提供する外部の連携補完手段と組合せて連携することができる。この場合は連携する連携補完手段名を明示しなければならない。

B) 付加ファイルを保存する URL を EDI 文書で送信する方式

この方式は送信 EDI メッセージに添付ファイルを保存する URL を書き込み送信するだけなので、発信者、受信者の業務アプリには付加ファイル添付機能を必要としない。代わりに発信者は付加ファイルを管理するサイトの提供が必要になるので、付加ファイルを管理するサイトの使い方を明示しなければならない。

7. 5. 複合型業務アプリ等

レベル 1 業務アプリと共通 EDI プロバイダサービスを同一 IT ベンダーが提供する複合型業務アプリは、レベル 2 業務アプリの要件を満たすのでレベル 2 業務アプリとして扱う。

またレベル 1 業務アプリは、レベル 2 業務アプリの要件を満たすために必要な連携補完機能を追加改造、またはオプションとして連携補完機能を提供するモジュール等を開発して組み合わせる場合はレベル 2 業務アプリとなる。

8. レベル1 業務アプリの相互連携性仕様

中小企業共通 EDI と連携するレベル1 業務アプリは本章の規定に従わなければならない。

8. 1. レベル1 業務アプリと連携補完手段との連携機能

レベル1 業務アプリは連携補完手段との連携には、以下に示す連携方式のいずれかを選択して連携しなければならない。

レベル1 業務アプリは連携する連携手段名（共通 EDI プロバイダ名、または連携補完アプリ名）と連携方式（API 連携、CSV 連携など）を明示しなければならない。

A) 共通 EDI プロバイダの固有連携方式による連携

レベル1 業務アプリは共通 EDI プロバイダが提供する固有 API 等の固有連携方式で連携することができる。固有連携方式の連携仕様は当事者間の協議による。

B) 連携共通 I/F による CSV 連携

レベル1 業務アプリは共通 EDI プロバイダが提供する連携共通 I/F を利用して共通 CSV フォーマットの EDI 文書を送受信し、連携することができる。連携共通 I/F の仕様や共通 CSV フォーマットは第10章に規定されている。

C) 連携補完アプリが提供する固有連携手段による連携

レベル1 業務アプリは連携補完アプリが提供する連携手段で連携することができる。連携手段の連携仕様は当事者間の協議による。

8. 2. レベル1 業務アプリの取引プロセスと情報項目

8. 2. 1. レベル1 業務アプリがサービス提供する取引プロセスと EDI メッセージ

レベル1 業務アプリは送受信する EDI 文書を中小企業共通 EDI 標準が規定する取引プロセスのいずれかの EDI メッセージを実装してサービス提供しなければならない。中小企業共通 EDI 標準が規定する取引プロセスと EDI メッセージは本標準仕様書の<付表2>中小企業共通 EDI 標準メッセージ辞書・BIE 表 ver.3 に示されている。

レベル1 業務アプリはサービス提供可能な取引プロセスを明示しなければならない。

8. 2. 2. レベル1 業務アプリがサービス提供する情報項目

中小企業共通 EDI 標準は取引プロセスごとに共通 EDI メッセージ、および情報項目を規定している。情報項目は次の2段階に区分されている。

- ① 実装必須の情報項目
- ② 実装任意の情報項目

業務アプリはサービス提供する取引プロセスについて以下の規定に従わなければならない。実装必須の情報項目は取引に利用される最小限の情報項目を規定しており、中小企業共通 EDI プロバイダと連携する業務アプリは、サービス提供する取引プロセスの EDI メッセージについて実装必須の情報項目を全て実装しなければならない。ただし実装必須の情報

項目の一部データをエクスポート、インポートできないレベル1 業務アプリは、相互連携手段を提供する外部の IT ベンダーと協議して個別に連携補完対応することは可能である。

実装任意の情報項目は取引において必須ではないが、ユーザーにとって便利であり利用頻度が高い取引手順に対応する情報項目を組込んでいる。レベル1 業務アプリは実装任意の情報項目を選択実装してサービスを提供することができる。

ただし、ユーザーが利用できる実装任意の情報項目名とデータ桁数を明示しなければならない。

8. 3. レベル1 業務アプリに補完が必要な連携実装仕様

8. 3. 1. EDI メッセージのマッピング機能とフォーマット変換機能

発信者、または受信者のレベル1 業務アプリから入出力される EDI 文書は、業務アプリの固有のフォーマットであり、情報項目が固有に定義されているので、共通 EDI メッセージの情報項目へのマッピングとフォーマット変換が必要になる。

レベル1 業務アプリが連携補完手段の利用に際しては、マッピング機能とフォーマット変換機能は以下に示す外部の連携補完手段を選択して委託しなければならない。

レベル1 業務アプリが共通 EDI プロバイダ、または連携補完アプリの固有連携手段を利用している場合は、マッピングとフォーマット変換機能を業務アプリと外部の連携補完手段のいずれが担当するかは、当事者間の協議に任されている。

- レベル1 業務アプリが不足する相互連携性仕様を補完する連携補完手段
 - A) 共通 EDI プロバイダの連携補完サービスとの組合せ
 - B) 共通 EDI プロバイダの連携共通 I/F との組合せ
 - C) 連携補完アプリとの組合せ

8. 3. 2. EDI メッセージ情報項目の EDI データ属性

レベル1 業務アプリが入出力する EDI 文書の EDI 情報項目の EDI データ属性が、7. 4 項の規定と異なる場合は上記のいずれかの連携補完手段を利用して相互連携性を補完する。

8. 3. 3. 送受信 UI 機能

レベル1 業務アプリは EDI 連携を備えていないので、送受信する EDI データを可視化し、操作するための送受信 UI 機能を外部の連携補完手段を利用して補完することになる。送受信 UI 機能の実装については連携補完手段の提供者に任されているので、ユーザーは連携補完手段を選択して連携する。

8. 4. 付加ファイルの送受信対応

レベル1 業務アプリは、取引に付随する図面、仕様書などの付加ファイルを直接送受信する機能は備えていないので、付加ファイル送受信機能を提供する連携補完アプリを選択して利用することができる。

9. 連携補完アプリの相互連携性仕様

レベル1 業務アプリは EDI の利用を想定せずに実装されているので、共通 EDI と連携して相互連携性を実現し、共通 EDI のメリットを享受するためには大幅な改造が必要になる。しかしすでに稼働している基幹システムの大幅な改造は困難であり、必要な機能は外部で補完することが現実的な選択となる。このようなニーズに対応するためレベル1 業務アプリに不足する相互連携性機能を外部で提供する IT ツールの一つが連携補完アプリである。

連携補完アプリは発信者のレベル1 業務アプリから EDI 文書を受け取り、必要な連携補完処理を行ったうえで共通 EDI プロバイダに処理済の EDI 文書を送信する。受信者のレベル1 業務アプリに対しては共通 EDI プロバイダから共通 EDI 標準に適合した EDI 文書を連携補完アプリが受信し、受信者のレベル1 業務アプリが受け取るために必要な連携補完処理を行って引き渡す。

連携補完アプリは本標準仕様書に規定された仕様で以下の連携補完機能を実装し、サービス提供しなければならない。

- 連携補完アプリが提供する連携補完機能
 - ① 共通 EDI プロバイダとの連携機能
 - ② レベル1 業務アプリとの連携機能
 - ③ 情報項目のマッピング機能とフォーマット変換機能
 - ④ EDI データ属性等変換機能
 - ⑤ 送受信データの UI 機能(送受信 UI 機能)

連携補完アプリは上記以外のサービス機能を付加することは任意である。

上記の②～⑤は共通 EDI プロバイダからも同じ機能が連携補完サービスとして提供されている。ユーザーはいずれの連携補完手段を利用するかを選択することができる。

9. 1. 連携補完アプリと共通 EDI プロバイダとの連携機能

連携補完アプリは共通 EDI プロバイダから見ればレベル2 業務アプリとして動作する。その実装仕様は7章の規定に従わなければならない。ただしレベル2 業務アプリは連携補完アプリに読み替える。

中小企業共通 EDI 標準のバージョンを登録し、明示しなければならない。

9. 2. 連携補完アプリとレベル1 業務アプリ間の連携機能

連携補完アプリはレベル1 業務アプリから見れば共通 EDI プロバイダの代わりに共通 EDI へ連携する補助手段である。レベル1 業務アプリと連携する連携補完アプリは本項に規定する連携機能を連携補完手段として実装し、提供しなければならない。

9. 2. 1. 連携補完アプリとレベル1業務アプリとの連携機能

連携補完アプリは5. 2. 1. 項に規定する以下のいずれかの連携手段でレベル1業務アプリと連携するサービスを提供しなければならない。ただし、共通 EDI プロバイダは連携補完アプリに読み替える。

A) 固有連携手段による連携

連携補完アプリは API 等の固有連携手段で連携する。固有連携手段による接続は両者間の協議により連携仕様を確定する。

連携補完アプリは連携する固有連携手段の仕様を公開し、通信プロトコルと EDI 文書が利用するフォーマットを明示しなければならない。

B) CSV 連携のための連携共通 I/F による連携

連携補完アプリは CSV 連携のための連携共通 I/F サービスを提供することができる。

連携共通 I/F の仕様は第 10 章の共通 EDI プロバイダを連携補完アプリに読み替えて適用する。

連携補完アプリは連携共通 I/F サービスの提供の有無を明示しなければならない。

9. 2. 2. ユーザーへ EDI 送受信の確認情報提供

(1) 送達確認情報

連携補完アプリは、共通 EDI プロバイダから送信 EDI 文書の受信者への着信を示す送達確認情報を受信したとき、この情報を受信者へ伝えなければならない。

具体的には受信者が EDI 文書をダウンロード、または画面上で照会したことを着信とみなす。

(2) エラー情報

連携補完アプリは、送信した EDI 文書が受信者へ着信しなかったエラー情報を共通 EDI プロバイダから受信した場合にエラー情報を発信者へ伝えなければならない。

(3) 確認情報の提供手段と明示

連携補完アプリは情報提供手段を明示しなければならない。

9. 3. 連携補完アプリの提供する連携実装仕様

レベル1業務アプリは相互連携性仕様を備えていないので、レベル1業務アプリと共通 EDI プロバイダを接続するために、連携補完アプリは本項に規定する連携実装仕様について連携補完機能を提供しなければならない。

9. 3. 1. マッピング機能とフォーマット変換機能

レベル1業務アプリとの連携を利用する場合は、連携補完アプリは発信者のレベル1業務アプリから受信した EDI 文書の固有情報項目を共通 EDI 情報項目へマッピングし、共通 EDI フォーマットへ変換して共通 EDI プロバイダへ送信する。共通 EDI プロバイダから

受注者レベル1業務アプリ宛ての共通 EDI フォーマット EDI 文書を受信した場合は、受信者レベル1業務アプリの固有情報項目へマッピングし、取込み可能なフォーマットへ変換して送信する機能を提供しなければならない。

連携補完アプリがレベル1業務アプリへ固有連携手段を提供している場合は、マッピング機能とフォーマット変換機能を連携補完アプリとレベル1業務アプリのいずれが担当するかは、当事者間の協議による。

9. 3. 2. EDI データ属性等変換機能

レベル1業務アプリとの連携に連携補完アプリの連携共通 I/F を利用する場合は、連携補完アプリは発信者のレベル1業務アプリから受信した EDI 文書の固有 EDI データ属性等を7. 3, 2項に規定する共通 EDI データ属性等に変換して共通 EDI プロバイダへ送信する。

共通 EDI プロバイダから受注者レベル1業務アプリ宛ての共通 EDI フォーマット EDI 文書を受信した場合は、受信者のレベル1業務アプリへ取込み可能な EDI データ属性へ変換して送信する機能を提供しなければならない。

9. 3. 3. 送受信 UI 機能

レベル1業務アプリはEDI連携を想定していないので、送受信するEDIデータを可視化し、送受信データ操作のためのUI画面を連携補完アプリが補完する。連携補完アプリは送受信するEDIデータの見える化を補完するための送受信UI機能を提供しなければならない。連携補完アプリは提供する送受信UI機能を明示しなければならない。

送受信UI機能の実装仕様は連携補完アプリに任されている。

9. 3. 4. 識別コード

共通 EDI コード表は標準 ver.3 では中小企業共通 EDI ガイドブックに参考資料として示されており、その実装は任意である。ただし次期バージョンアップで必須とすべき識別コードが示されており、新規に開発する連携補完アプリはこれらの識別コードの変換機能実装が期待されている。連携補完アプリは変換機能を実装している識別コードを明示しなければならない。

9. 4. 付加ファイルの送受信対応

連携補完アプリはレベル1業務アプリに代行して送受信する EDI 文書に、取引に付随する図面、仕様書などの付加ファイルに関する情報を付加して送受信するサービスを提供することができる。実装仕様は7. 6項の規定による。

レベル1業務アプリはサービス提供する付加ファイル方式を明示しなければならない。

10. 連携共通 I/F について

10. 1. 連携共通 I/F の狙いと構成

レベル1 業務アプリは共通 EDI への連携機能を備えていない。レベル1 業務アプリが共通 EDI へ簡易に連携できるようにするための連携手段として連携共通 I/F 仕様が提供されている。

連携共通 I/F は共通 EDI プロバイダが提供する連携補完サービスとして 位置付けており、共通 EDI プロバイダが連携共通 I/F 仕様を実装してサービスを提供することが期待されているが、その実装は任意である。ただし、この機能を選択して実装する場合は、本章の規定に従って実装し、サービスを提供しなければならない。

連携共通 I/F は、次の要素で構成されている。

◆連携共通 I/F の構成要素

- ① 連携 I/F フォルダ
- ② 連携エージェント

連携 I/F フォルダは、レベル1 業務アプリがエクスポート、インポートする CSV フォーマットの EDI 文書を受け渡しするためのフォルダである。レベル1 業務アプリは、このフォルダとの間で EDI 文書を移動するだけで EDI 送受信が可能となる。

連携エージェントは、フォーマット変換機能と通信機能を備えたモジュールである。フォーマット変換はレベル1 業務アプリから受け取った CSV 文書を共通 EDI プロバイダへ送信するためのフォーマット変換である。変換するフォーマット様式は共通 EDI プロバイダに任されている。

通信機能はフォーマット変換された EDI 文書を共通 EDI プロバイダへ送受信する機能を担当する。通信機能はセキュリティを確保する条件で共通 EDI プロバイダに任されている。

連携共通 I/F の構成と動作環境を次図に示す。

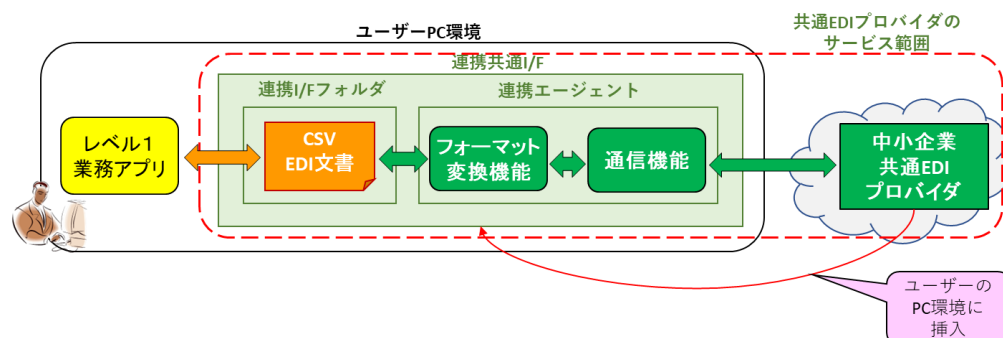


図 7.1. 連携共通 I/F の構成と動作環境

10. 2. 共通 EDI プロバイダの連携共通 I/F 実装仕様

10. 2. 1. 連携共通 I/F サービスの実装要件

共通 EDI プロバイダは、連携共通 I/F 機能を実装しサービスとして提供することができる。連携共通 I/F サービスを提供する場合の実装要件は次のとおりである。

◆連携共通 I/F サービスの実装要件

① 連携共通 I/F サービスの提供

共通 EDI プロバイダは、ユーザーが共通 EDI プロバイダの WEB サイトから連携共通 I/F モジュールをダウンロードしてユーザー PC 環境へ挿入するサービスを提供しなければならない。

② 連携共通 I/F の構成

連携共通 I/F は、連携 I/F フォルダと連携エージェントで構成する。その実装要件は次項の規定による。

10. 2. 2. 連携 I/F フォルダと連携エージェントの実装仕様

連携共通 I/F に内包される連携 I/F フォルダは、送信・受信する EDI 文書の取引プロセスごとに設ける。各取引プロセスに対応する連携 I/F フォルダのデフォルトパス名とフォルダ名は表 1 に示す。

連携 I/F フォルダはユーザーのレベル 1 業務アプリと連携エージェントの間に EDI 送受信 CSV ファイルを受け渡す機能を担う。

連携共通 I/F に内包される連携エージェントは次の機能を備える。

- ① 連携 I/F フォルダと連携エージェントの間に CSV ファイルを交換する
- ② 共通 EDI プロバイダと連携エージェントの間に EDI 文書を送受信する通信機能

◆連携 I/F フォルダの実装仕様

- ① 連携 I/F フォルダは取引プロセス毎に実装する
- ② 連携 I/F フォルダは連携する業務アプリとの間で CSV ファイルを交換するために、デフォルトパス／フォルダ名で実装しなければならない
- ③ 連携 I/F フォルダは連携エージェントとの間で CSV ファイル交換機能を実装する

◆連携エージェントの実装仕様

- ① 連携 I/F フォルダとの間で CSV ファイルを交換する機能を実装する
- ② 共通 EDI プロバイダとの間で EDI 文書を送受信する通信機能を実装する
共通 EDI プロバイダと連携エージェントの間の通信手段と通信手順はセキュリティを確保する条件のもとに共通 EDI プロバイダが選定し実装する。

共通 EDI プロバイダは連携する業務アプリの実装環境が windows の場合、以下の仕様で実装しなければならない。

Windows 以外の実装環境の場合は連携当事者間で合意した仕様でパスを設定する。

.	取引プロセス	送受信	デフォルト連携 I/F フォルダ名とパス
発 注 者	見積依頼情報	送信	C:\¥smedi¥Quotation¥upload
	注文情報	送信	C:\¥smedi¥Order¥upload
	検収情報	送信	C:\¥smedi¥SelfInvoice¥upload
	支払通知情報	送信	C:\¥smedi¥RemittanceAdvice¥upload
	見積回答情報	受信	C:\¥smedi¥QuotationResponse¥download
	注文回答情報	受信	C:\¥smedi¥OrderReponse¥download
	出荷案内情報	受信	C:\¥smedi¥DespatchAdvice¥download
	請求情報	受信	C:\¥smedi¥Invoice¥download
受 注 者	支払通知情報	送信	C:\¥smedi¥RemittanceAdvice ¥upload
	見積依頼情報	受信	C:\¥smedi¥Quotation¥download
	注文情報	受信	C:\¥smedi¥Order¥download
	検収情報	受信	C:\¥smedi¥SelfInvoice¥download
	支払通知情報	受信	C:\¥smedi¥RemittanceAdvice¥download
	見積回答情報	送信	C:\¥smedi¥QuotationResponse¥upload
	注文回答情報	送信	C:\¥smedi¥OrderReponse¥upload
	出荷案内情報	送信	C:\¥smedi¥DespatchAdvice¥upload
	請求情報	送信	C:\¥smedi¥Invoice¥upload
	支払通知情報	受信	C:\¥smedi¥ RemittanceAdvice ¥download

表1 取引プロセスと対応する連携 I/F フォルダのデフォルトパス／フォルダ名

業務アプリをインストールした PC から直接インターネットへの接続を制限しているユーザー企業がある。このようなケースでは連携 I/F フォルダは DMZ 内のプロキシサーバーなどに置かれることになるので、連携 I/F フォルダのパスを任意に設定できる機能を提供しなければならない。

10. 2. 3. CSV フォーマットのマッピング機能と変換機能

共通 EDI プロバイダは発信者のレベル1 業務アプリから連携共通 I/F へ受け取った EDI 文書を共通 EDI プロバイダへ送信するための通信機能を連携エージェントとして提供している。CSV フォーマットはデータ数値の羅列であるため、これを共通 EDI 標準メッセージの情報項目に紐付け（以下、マッピングという）し、通信に必要なフォーマットに変換して共通 EDI プロバイダへ送信する。

受信を連携共通 I/F 経由で CSV フォーマットの EDI 文書で行う場合は、共通 EDI プロ

バイダは受信者のレベル1業務アプリが受信できる CSV フォーマットへマッピングして再変換する機能を提供しなければならない。この変換を連携エージェントと共通 EDI プロバイダ本体のいずれで実施するかはサービス提供者の任意とする。

10. 2. 4. CSV の EDI データ属性変換機能

連携共通 I/F を利用して共通 EDI プロバイダと連携するレベル1業務アプリは、エクスポート、インポートする CSV ファイルの EDI データ属性について、文字コード、日付・時刻書式をレベル1業務アプリの固有仕様の EDI データとすることができる。

連携共通 I/F を提供する共通 EDI プロバイダは CSV のデータ属性変換機能を実装しなければならない。

10. 2. 5. 共通 EDI プロバイダの連携共通 I/F 実装仕様の明示

共通 EDI プロバイダは前項に規定する連携共通 I/F 実装仕様について、取引プロセスを選択実装してサービスを提供することができる。共通 EDI プロバイダは選択してサービス提供する取引プロセスを明示しなければならない。

10. 3. 連携共通 I/F 利用のためのレベル1業務アプリの実装仕様

10. 3. 1. レベル1業務アプリの連携共通 I/F 対応実装要件

連携共通 I/F を利用して中小企業共通 EDI プロバイダと連携するレベル1業務アプリは以下の実装要件により実装しなければならない。

●レベル1業務アプリの連携共通 I/F 対応実装要件

- ① 連携共通 I/F を利用して共通 EDI プロバイダと連携して送信するレベル1業務アプリは、10. 3. 4. 項で規定する共通 CSV フォーマットの EDI 文書でエクスポートし、エクスポートした送信 EDI 文書を、対応する取引プロセスの連携 I/F フォルダへ移動する機能を備える。
- ② 連携共通 I/F を利用して共通 EDI プロバイダと連携して受信するレベル1業務アプリは、連携 I/F フォルダから10. 3. 4. 項で規定する共通 CSV フォーマットの受信 EDI 文書を取込み、業務アプリにインポートする機能を備える。

10. 3. 2. CSV ファイルのエクスポート機能

連携共通 I/F を利用して共通 EDI プロバイダと連携して共通 EDI メッセージを送信するレベル1業務アプリは、EDI 送信する CSV ファイルのエクスポート機能を備えなければならない。ただし、レベル1業務アプリは、共通 EDI メッセージ仕様のすべての取引プロセスと情報項目をエクスポートできる必要はなく、選択して利用する取引プロセスと情報項目を明示すればよい。

企業間取引は、多くの取引プロセスの連鎖により成り立っているため、エクスポート機能は次のような取引プロセスにおいて必要になる。

●エクスポート機能が必要な取引プロセス（例）

- ① 注文プロセス：発注者の購買アプリケーションから注文情報エクスポート
- ② 出荷プロセス：受注者の出荷管理アプリケーションから出荷案内情報エクスポート
- ③ 請求プロセス：受注者の売掛管理アプリケーションから請求情報エクスポート
- ④ 支払通知プロセス：発注者の買掛管理アプリケーションから支払通知情報エクスポート

◆EDI 文書のエクスポート機能

- ① 共通 EDI プロバイダと CSV 接続するレベル 1 業務アプリは共通 EDI メッセージ仕様の CSV ファイルをエクスポートする機能を備えなければならない
- ② パッケージとして市販されるレベル 1 業務アプリは CSV としてエクスポートでき共通 EDI 標準の取引プロセスと情報項目を明示しなければならない。

10. 3. 3. CSV ファイルのインポート機能

連携共通 I/F を利用して共通 EDI プロバイダと連携して共通 EDI メッセージを受信するレベル 1 業務アプリは、EDI 受信する CSV ファイルのインポート機能を備えなければならない。ただしレベル 1 業務アプリは共通 EDI メッセージ仕様のすべての取引プロセスと情報項目をインポートできる必要はなく、対応する取引プロセスと情報項目を明示すればよい。

企業間取引は、多くの取引プロセスの連鎖により成り立っているため、インポート機能は次のような取引プロセスにおいて必要になる。

●インポート機能が必要な取引プロセス（例）

- ① 受注プロセス：受注者の販売管理アプリケーションへ注文情報をインポート
- ② 検収プロセス：受注者の納品管理アプリケーションへ検収情報をインポート
- ③ 支払通知プロセス：受注者の売掛管理アプリケーションへ支払通知情報をインポート

◆CSV ファイルのインポート機能

- ① 共通 EDI プロバイダと CSV 接続するレベル 1 業務アプリは、共通 EDI メッセージ仕様の CSV ファイルをインポートする機能を備えなければならない
- ② パッケージとして市販されるレベル 1 業務アプリは、インポートできる共通 EDI メッセージの取引プロセスと情報項目を明示しなければならない。

10.3.4. レベル1業務アプリがエクスポート・インポートする CSV ファイルのフォーマット

レベル1業務アプリは CSV ファイルのエクスポート、インポート機能を備えているケースが多い。しかし、CSV ファイルのフォーマットは多様であり、レベル1業務アプリが共通 EDI プロバイダと CSV 連携する場合に、CSV ファイルのフォーマットにより連携方式が異なる。

A) 以下に規定する共通 CSV フォーマットの場合

共通 EDI プロバイダ、または連携補完アプリがサービス提供する連携共通 I/F を利用して連携する。この場合は連携サービス提供者とは情報項目のマッピングと連携フォルダへの CSV ファイル移動方式を決めれば連携ができる。

B) 共通 CSV フォーマットと異なる場合

この場合は連携補完手段が提供する固有連携手段で連携する。固有の CSV フォーマット変換や、不足する情報項目の追加補完などを、連携補完サービス提供者と協議することになる。

連携共通 I/F を利用して共通 EDI プロバイダと連携する CSV ファイルは本項で規定するフォーマットでなければならない。本項で規定する CSV フォーマットを共通 CSV フォーマットと定義する。

共通 CSV フォーマットは以下に規定する要件を満たさなければならない。

レベル1業務アプリの帳票印刷出力には、以下の2タイプがある。

●帳票印刷出力のタイプ

- ① 多品一葉形式（ヘッダ部と明細部を持つ）
- ② 一品一葉形式（ヘッダ部と明細部の区別がない）

連携共通 I/F を利用して中小企業共通 EDI と連携するレベル1業務アプリは、これらの帳票出力内容を共通 CSV フォーマットの EDI 文書としてエクスポート・インポートする機能を備えなければならない。共通 CSV フォーマットへ対応するには帳票出力のタイプにより異なった留意点がある。

（1）帳票フォーマットに関係しない共通仕様

CSV ファイルの各行は EDI 文書のみで構成されなければならない。

市販のパッケージレベル1業務アプリは、小計行などが挿入されてエクスポートされるケースもある。このようなデータを EDI 送信するとエラーになるので、EDI 文書として利用する場合は本項で規定するフォーマットで CSV データをエクスポート・インポートしな

なければならない。

（２）帳票フォーマットが多品一葉方式の場合

CSV ファイルではヘッダ部・明細部の構成を表現できないので明細部各行の EDI 文書にヘッダ部 EDI 文書を付加した複数行の CSV フォーマットの EDI 文書としてエクスポート・インポートしなければならない。

（３）帳票フォーマットが一品一葉方式の場合

この方式では EDI データの 1 行が帳票 1 枚として出力される。EDI 文書としての出力はヘッダ部と明細部の区別がなく CSV データの 1 行になる。複数の CSV データ行をまとめた複数行の CSV ファイルとして出力することも可能である。

（４）情報項目データの配列順

CSV データ各行の情報項目データの配列順については、共通 EDI プロバイダがマッピング機能を提供しているので EDI 文書の情報項目配列順は自由である。

（５）情報項目名の表示

情報項目の項目名を CSV データの 1 行目に挿入することができる。情報項目名を CSV データ 1 行目に挿入するレベル 1 業務アプリは、この機能を明示しなければならない。

（６）CSV の区切り文字

CSV ファイルの EDI データ各行の CSV フォーマットは「,」区切りとする。EDI データとして「,」の使用は禁止されている。業務アプリはエクスポートする CSV ファイルの EDI データに「,」が含まれていないかをチェックする機能を実装することがのぞましい。

特注業務アプリや既存のレベル 1 業務アプリに CSV ファイルで EDI 文書をエクスポート・インポートする機能を改造して追加する場合は以下の仕様に従うことが求められる。

● 共通 CSV フォーマットの仕様（まとめ）

- ① CSV ファイル各行の EDI データは送信データ 1 件ごとに 1 行とし、EDI データ以外のデータ行が存在してはならない
- ② ヘッダ部+明細部構成の EDI データについては CSV ファイル各行の EDI データフォーマットは、「ヘッダ部データ+明細部データ」の構成でなければならない
- ③ CSV ファイル各行の情報項目データの配列順については、共通 EDI プロバイダが提供するマッピング機能を利用して変換するので任意である。
- ④ CSV ファイル各行の CSV フォーマットは「,」区切りとする。EDI データとして「,」の使用は禁止されている。

10.3.5. レベル1業務アプリのCSVファイルのファイル名

連携共通 I/F を介して連携する CSV ファイルはエクスポートされる CSV ファイル名が同じであると上書きしてしまう危険がある。この問題を発生させないためにレベル1業務アプリから送出する CSV ファイルはユニーク名を付与しなければならない。タイムスタンプを付与することも一つの方法である。

共通 EDI プロバイダから受信する CSV ファイルについてもユニークなファイル名で提供されるので、レベル1業務アプリにインポートする場合はこれらを考慮した CSV ファイルのインポート方式を実装しなければならない。

◆レベル1業務アプリのCSVファイルのファイル名

- ① 共通 EDI プロバイダとレベル1業務アプリが交換する CSV ファイルは上書防止のためにユニークなファイル名を付与しなければならない。
- ② 共通 EDI プロバイダとレベル1業務アプリはユニークな名称を付与された CSV ファイルを処理しなければならない。

10.3.6. レベル1業務アプリの連携共通 I/F 実装仕様の明示

レベル1業務アプリは10.3項に規定する連携共通 I/F 実装仕様について、取引プロセスを選択実装してサービスを提供することができる。レベル1業務アプリは選択してサービス提供する取引プロセスを明示しなければならない。

10.4. 自動送受信サービスの実装

共通 EDI プロバイダとレベル1業務アプリは合意した連携仕様で連携共通 I/F を利用した自動送受信サービスを提供することができる。自動送受信サービスを提供する場合の連携仕様は、以下の仕様による。中小企業共通 EDI ガイドブックに参考情報が示されているので参照されたい。

10.4.1. 自動送信仕様

送信者の自動送信仕様は以下による。実装仕様は共通 EDI プロバイダとレベル1業務アプリ提供者の協議により決定する。

- ① 送信者のレベル1業務アプリは送信者が送信ボタン等进行操作することにより、送信 EDI 文書をエクスポートし、さらに連携共通 I/F の連携 I/F フォルダへ移動する機能を実装する。
- ② 共通 EDI プロバイダは連携 I/F フォルダから送信 EDI 文書を共通 EDI プロバイダへ自動送信する機能を実装する。
- ③ 送信操作が失敗した場合、これを送信者にエラー情報として伝える手段を提供しなければならない。

10.4.2. 自動受信仕様

受信者の自動受信仕様は以下による。実装仕様は共通 EDI プロバイダとレベル 1 業務アプリ提供者の協議により決定する。

- ① 共通 EDI プロバイダは受信者の連携共通 I/F の連携 I/F フォルダへ受信 EDI 文書を送信する機能を実装する。
- ② 受信者のレベル 1 業務アプリは受信者のボタン操作などにより連携 I/F フォルダから受信 EDI 文書を移動し、業務アプリへインポートする機能を実装する。
- ③ 受信操作が失敗した場合、これを受信者にエラー情報として伝える手段を提供しなければならない。

10.4.3. 自動送受信サービス実装の明示

共通 EDI プロバイダとレベル 1 業務アプリは自動送受信サービスを実装している場合は、これを明示しなければならない。